

# 臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の「調査」「審議」

—— 第一回・第二回総会より ——

外池 昇

## はじめに

本稿は、宮内大臣の諮問機関として長慶天皇陵治定へ向けての動向において重要な役割を果たした臨時陵墓調査委員会について、宮内公文書館所蔵の『臨時陵墓調査委員会録』等の臨時陵墓調査委員会関連史料群を拠り所に、第一回総会（昭和十年六月二十七日）と第二回総会（同年七月十二日）に焦点を当てて論じるものである。

さて著者は、臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の「調査」「審議」について、すでに以下のA・B・C・Dを著している。

A 「臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の調査―設置から『伝説箇所』の審議まで―」（『日本常民文化紀要』第三十九輯、平成二十四年三月）

- B 「臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵決定への道程―七点の『答申案』―」（『グローカール研究叢書9 歴史認識のグローカール研究』二〇一六年三月、成城大学グローカール研究センター）
- C 「長慶天皇陵と『擬陵』―臨時陵墓調査委員会による『調査』『審議』から宮内大臣と総理大臣・枢密院議長の『会見』まで―」（『日本常民文化紀要』第三十二輯、平成二十九年三月）
- D 「長慶天皇陵の治定と『擬陵』―臨時陵墓調査委員会録の検討から―」（無窮会『東洋文化』復刊第百十四号〔通巻第三四八号〕、平成二十九年四月）<sup>①</sup>

このA～Dについて本稿との関連において振り返ると、Aは、研究史上初めて臨時陵墓調査委員会に直接関わる公文書（『臨時陵墓調査委員会書類及資料』（後述））に拠ってその実態を解明しようとしたのとともに、昭和十一年四月時点での「長慶天皇御陵伝説箇所」の一覧を翻刻して、当時における「長慶天皇御陵伝説箇所」の全容を明らかにしたものである。Bは、『臨時陵墓調査委員会書類及資料』と東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部近代立法過程研究会収集文書岡本愛祐関係文書の「所謂擬陵ノ問題」によって、臨時陵墓調査委員会が作成した長慶天皇陵の所在地をめぐる計七点の「答申案」を翻刻するとともに、それらを比較検討したものである。Cは、本稿でも主に依拠した『臨時陵墓調査委員会録』とBで利用した岡本愛祐関係文書「所謂擬陵ノ問題」に拠りつつ、臨時陵墓調査委員会ならびに宮内省上層部において、「擬陵」との概念がどのように考えられるに至ったのかについて明らかにしたもの

である。Dは、Cと概ね同様の視点から、関係史料の範囲を拡大して、『昭和天皇実録』等をも含めて論じたものである。

その上で本稿は、臨時陵墓調査委員会の発足直後の時点に焦点を定め、長慶天皇陵の治定へ向けての議論について考察しようとするものである。

さてA～Dは、執筆に際して利用し得た主要な史料という観点から二つに分けることができる。つまり、A・Bの執筆に当っては主に『臨時陵墓調査委員会書類及資料一～七』（『歴史的资料目録（陵墓課保管分）』（昭和五十年〈平成十三年三月追加補訂〉）に「考説資料C—1総記七三二」臨時陵墓調査委員会諮問書類」として収載）を用いた。<sup>3</sup>これは、臨時陵墓調査委員会によって作成された諸種の書類・資料を網羅的に綴り込んだものである。またC・Dの執筆の段階では、これに加えて宮内公文書館所蔵『臨時陵墓調査委員会録』等の臨時陵墓調査委員会関連史料を利用する機会を得た。これは、まさに臨時陵墓調査委員会についての包括的な記録というべきものであり、C・Dまた本稿は、この『臨時陵墓調査委員会録』等の臨時陵墓調査委員会関連史料の利用が可能となったことによってはじめて著すことができたものである。

なお右にみた『臨時陵墓調査委員会書類及資料』について、臨時陵墓調査委員会そのものの関連でひと言付け加えると、『臨時陵墓調査委員会書類及資料』には、臨時陵墓調査委員会の総会・小委員会で配布された書類・資料の類に限らず、臨時陵墓調査委員会の第一回総会以前

に宮内省で作成された書類・資料や、臨時陵墓調査委員会の総会・小委員会では配布されるには至らなかったもののその準備のために作成された書類・資料、そして、臨時陵墓調査委員会の総会・小委員会で配布されたであろうにもかかわらず何らかの理由によって『臨時陵墓調査委員会録』等には綴り込まれなかった書類・資料もが収められている。

その点で、臨時陵墓調査委員会の研究のためには『臨時陵墓調査委員会書類及資料』は『臨時陵墓調査委員会録』をよく補うものであるとともに、欠かすべからざる史料であると言えることができる。

なお、本稿で用いる字体についてここで述べておく。本稿で依拠する宮内公文書館所蔵の臨時陵墓調査委員会関連史料群は、宮内省およびその周辺の動向等々を如実に示す極めて重要な史料であると同時に、当時の公文書に用いられた字体を今日に伝える史料でもある。そこで本稿では、史料を引用する場合は敢えて字体を現行の字体に直さず、出来得る限り史料のままの字体を活かす方針を採った。要旨の部分を含む本文では基本的には現行の字体に拠ったが、それでも必ずしも厳密に常用漢字等の使用に拘束されず、例えば原史料で一貫して用いられている場合（「傳」「證」等）や人名・地名・年号等の固有名詞では、史料に見られる字体にも拠った。

また本論文では、史料の引用に他に、史料、特に「速記録」から個々の発言の要旨を現代文

で示す場合が多くある。その場合、地の文に「」で括る等の方法の他、一行目に発言者を示し、二行目の冒頭に「・」を打って以下現代文で発言の要旨を述べる方法を採用する。「速記録」を含め本論文で用いる臨時陵墓調査委員会関連の史料群の場合、原史料の仮名表記はカタカナに拠るのが基本であり、原史料の引用と「速記録」にみる発言の要旨とが混同されることもないと思うが、念のためここに記しておく。

#### 一 第一回総会（昭和十年六月二十七日）

臨時陵墓調査委員会第一回総会は、昭和十年六月二十七日木曜日午後四時十分から五時五十分まで宮内大臣官舎において開催され、湯浅倉平宮内大臣、大谷正男委員長、渡部信（諸陵頭）・浅田恵一・芝葛盛（編修官）・辻善之助・黒板勝美・濱田耕作・荻野伸三郎・原田淑人委員、伊藤武雄・林與之助・和田軍一幹事、山崎鐵丸・松井彌吉郎・小川三郎書記が出席した。<sup>4</sup>

『臨時陵墓調査委員会総会議事録の部（一）』<sup>5</sup>は第一回総会について、「第一回臨時陵墓調査委員會議事録」（以下、「第一回総会議事録」という）と「第一回臨時陵墓調査委員會議事速記録」（以下、「第一回総会速記録」という）がその内容を載せる。それぞれの標題を一見すれば明らかのように、「第一回総会議事録」は第一回総会の議事の概要を載せ、「第一回総会速記録」は第一回総会における出席者個々の発言をそのまま載せる体裁を取るものである。以下第一回総

会の内容について、この両者から、あるいはそれぞれから、適宜引用・要約しながら述べることにしたい。

### 「委員長挨拶」

第一回総会では、議事に先立って湯浅宮内大臣と大谷委員長（宮内次官）からそれぞれ「挨拶」があった。「第一回総会速記録」にはその「朗読」が記されているとともにその内容が冊子として印刷されたものが綴り込まれている。「別紙一」として配布された「宮内大臣挨拶」はすでに前稿Aで『臨時陵墓調査委員会書類及資料一』から引いたので、ここでは「別紙二」として配布された冊子から「委員長挨拶」を引用する。次の通りである。

（表紙）  
「臨時陵墓調査委員会ニ於ケル大谷委員長挨拶」

「昭和十年六月廿七日」

### 委員長挨拶

私カラ一言御挨拶申上ケマス此度臨時陵墓調査委員会カ設ケラレマシタニ就キマシテ私不肖ナカラ規定ニ依リマシテ委員長ノ席ヲ汚スコトニナリマシタ只今大臣閣下ヨリオ示シナリマシタヤウニ陵墓ノ調査考證ノコトハ極メテ重大テアリマス非常ニ御多忙ナル皆様方ヲ煩スコトハ眞ニ恐縮テ御座イマスカ皆様ノ御盡力ニ依リマシテ此ノ重大ナル事業力速ニ達成セ

ラレ本委員會ノ任務ヲ完了致シタイト存スル次第デアリマス私素ヨリ淺學菲才ノ者テ任重ク力足ラナイコトヲ痛感致シマスカ皆様ノ御援助ニ依リマシテ職責ヲ全ウ致シタイト存シマストウカ宜シク御願ヒ致シマス

之ヨリ議事ニ入ルノデアリマスルカ其ノ前ニ二三申上ケタイコトカ御座イマス此ノ委員會ハ完了ノ時期ハ別ニ豫定サレテハ居リマセヌカ向後五年以内ニ調査審議ヲ終了シタイ希望ヲ有ツテ居ルノテ御座イマス尤此ノ五年ト申シマシテモ別ニ何カラ年數ヲ割リ出シタト云フノテハナイノデアリマスカ余リタラ〜長引クコトハ勿論望ミマセヌ又出来ル丈早く完了致シタイノデアリマスルカ併シ事カ重大デアリマスノテサウ年數ヲ短ク豫定スル譯ニモ行キマセヌマア試シト致シマシテ五年以内ニ完了シタイト云フ希望ヲ有ツテ居リマス先ツ第一ニ此ノ事ヲ一言申上ケテ置キマス

第二ニ委員會ノ議事ニ關シマシテハ申ス迄モアリマセヌカ絶対ニ秘密ニ願ヒタイノデアリマス諮問事項及諮問事項以外ノ話カイロ〜出マセウト思ヒマスカ内容ニ付キマシテハ絶対ニ秘密ヲ守ラレルヤウニ願ヒマス

次ニ之モ申ス迄モアリマセヌカ考證調査ノ爲メニ各地ニ出張スルト云フヤウナ場合カアラウト思ヒマス其様ナ場合又出張ノ時テナクトモ委員ニナツテ居ラレルト云フ關係テ諸方カラ問合カ來ルトカ或ハ意見ヲ求メラレルト云フコトカ御座イマセウ陵墓ノ考證ノコトハ極メテ

重大ナル事柄テ夫レノ決定等ハイロく複雑ナル手續ヲ要スルコトハ固ヨリノ事デアリマスカラ陵墓ノ考證上一般カラ期待ヲ懸ケラレル様ナ御意見ノ發表カアリマセヌヤウニ御注意ヲ煩シタイト思ヒマスドウカ致シマスト自分ノ方ニ都合ヨク聞付ケテ恰度有利ナ御意見ノ發表カアツタ如ク解シテシマフトカ或ハ夫レヲ本トシテイロく書クト云フ面白クナイコトカアルト思ヒマス其ノ邊モ御注意願ヒタイト存シマス

次ニ此ノ委員會ノ開會ノ時期デアリマスカ定期ニ開ケルカト云ヒマストイロく都合モ御座<sup>マ</sup>マスシ必要ニ依リマシテ度々開クコトカ御座イマスト致シマシテモ別ニ時期ヲ決メル譯ニハ行カヌト思ヒマス諮問ノ事項テ速ニ完了カ出來ルモノ決定ノ出來ルモノハ早く決定致シタイト思ヒマスカ調査ヲ要スルモノトウシテモ調査ニ時間カ長ク掛カルモノハ暫ク間ヲ置カナケレハ開カレヌト云フコトモアリマセウ之ハモノニ依ルノデアリマスルカラ一概ニ申セマセヌカ段々ニ情況ニ依リマシテ御相談申上ケルコトニ致シマス

最後ニ此ノ委員會テハ諮問事項ト申シマシテモ其ノ諮問事項ノ性質上座談のニイロく御意見ヲ伺フト云フコトカアラウト思ヒマス之ハ諮問ノ範圍ヲ超エルト云フ様ナコトカアリマシテモ座談のニ自由ニ御意見ヲ御述ヘ下サル様ニ御願ヒ致シマス諸陵寮ノ方ニ於キマシテモ参考ニナルコトカ多々アラウト思ヒマス此邊ハ諸陵寮ヨリ希望カアリマシタカラ申添ヘマス<sup>⑦</sup>



この「委員長挨拶」は、多分に儀礼的な挨拶の域を出ない。「宮内大臣挨拶」と較べて、「調査」「審議」にあたっての具体的な条件を委員に要求する点で極めて特徴的である。その条件は次の二点である。

- ・「調査」「審議」は五年以内に完了したい。
- ・議事の内容は絶対に秘密である。

この二点は、ともにその後の臨時陵墓調査委員会における「調査」「審議」全体を強く規定することになるが、殊に本稿で注目している長慶天皇陵に関する「調査」「審議」については、前者の「五年以内」という期間の限定は、後に、「調査」「審議」の方向性の大きな変更を余儀なくさせるための前提として委員の前に立ちはだかることになる。ここで先取りを言え、**「五年以内」というその「五年」後はまさに紀元二六〇〇年に当る。**

### 議事

「委員長挨拶」に続いて議事に入った。当日の議題を「第一回総会議事録」から引用する。

- 一、議事規則ニ關スル件
- 二、諮問事項回附ニ關スル件
- 三、諮問各號上議順序ニ關スル件

#### 四、諮問ノ要旨説明

##### 「全会一致」

まず「一、議事規則ニ関スル件」が審議された。これは、「別紙三」として配布された「臨時陵墓調査委員會議事規則」（史料1）に関するものである。審議の内容は、部分的な條文の変更・解釈の確認の他、黒板委員から「第四條ニ議事ハ過半数ヲ以テ決スル旨ノ規定アルモ慎重ヲ期スル爲全会一致ヲ以テ議決スル様ニシタシ」旨の発言があり、これについて「異議ナシ」とされた。

##### 諮問事項

「二、諮問事項回附ニ關スル件」では、諮問事項第一号〜第十号が伊藤幹事によって朗読され（諮問〔各諮問とそれぞれの「説明書」を含む〕は「別紙四」として配布）。第一号の諮問事項は次の通りである。「別紙四」から引く。

一長慶天皇ノ陵ハ如何ニ調査考證スヘキヤ

諮問第一号の「説明書」はすでに前稿Aに引用したので<sup>⑨</sup>ここでは省く。

「三、諮問各號上議順序ニ關スル件」では、大谷委員長から、第一号は最重要であるから先に上程するが、その他は必ずしも番号順でなくてもよい旨説明があった。<sup>10)</sup>

### 「諮問ノ要旨」

さて、「四、諮問ノ要旨」は第一回総会の議題の中でも最も重点がおかれたもので、諮問第一号〜第十号の「諮問事項」の要旨が説明された。ただしここでは、諮問第一号、つまり、長慶天皇陵についての「諮問事項」に限ってみることにしたい。なお、ここにみえる大谷委員長は宮内次官、黒板委員は東京帝国大学名誉教授、渡部委員は図書頭兼諸陵頭、芝委員は図書寮編修官、和田幹事は諸陵寮考證官である。それぞれの立場や考え方の立場の違いがよくあらわれている。

まず、渡部委員の発言である。「第一回総会速記録」から引用する。

渡部委員 簡單ニ只今ノ御諮問第一號ニ就キマシテ御説明ヲ申上ゲタイト思ヒマス

只今幹事カラ差上ゲマシタ第一號ノ事柄ノ大体ハ説明書ヲ附ケテ置キマシタカラ夫レヲ御覽ニナツテモオ分リノ事ト思ヒマスガ御承知ノ通り長慶天皇ハ大正十五年十月二十一日ニ皇代ニ列セラレマシタサウシテ其ノ御陵ハ未ダ御治定ニ至ツテ居リマセヌガ先刻大臣ヨリ御話ガアリマシタ通長慶天皇ノ御陵ト云フモノハ全國デ凡ソ七十箇所ゴザイマス、先程袋

ノ中ニ入レテ差上ゲマシタ書類ノ中ニ長慶天皇御陵傳説箇所昭和十年六月二十日現在ノモノガアリマス正確ニハ六十七箇所御座イマス青森縣十箇所京都府七箇所愛知縣六箇所和歌山縣五箇所其ノ他多クノ府縣ニ涉ツテ居リマス其ノ内青森縣ノ一箇所ト和歌山縣ノ一箇所ハ明治二十一年ニ陵墓參考地トシテ治定致シテ居リマス生憎如何ナル理由ヲ以テ參考地ニ致シマシタカト云フコトハ先年震災ノ時ニ書類ガ燒ケマシタノデ判明シマセヌガ兎ニ角明治二十一年ニ青森縣和歌山縣ハ陵墓參考地ニサレテ居ル所デ御座イマス夫レヲ入レマシテ全部デ六十七箇所ノ内ニ現在考證上見込ノアルモノハアリマセヌ考證上ノ手懸スヲ發見スルコトヲ困難トスル實情デアリマス先刻大臣カラオ話ガアリマシタ様ニ只今御陵墓ノ御治定ニナツテ居ル御方ハ八百十三、御治定ノナイ方ハ千五百十七御座イマス其ノ内デ何ト申シマシテモ長慶天皇ハ御歷代ノ天皇トシテ第一位ニオ數ヘ申サナケレバナラヌノデ御座イマス先程大臣ノオ話モ御座イマシタ様ニ此ノ長慶天皇ノ御陵ノ調査ト云フコトガ此ノ委員會ノ一番大切ナ仕事デアル様ニモ思ハレマス然ルニ現在何ノ手懸モナイト云フ様ナ情況デ御座イマスカラ詰リ長慶天皇ノ御陵ハコレカラドウ云フ風ニ調査シドウ云フ考證ヲシタラ宜シイカ又ソノ方法ニヨツテ調査考證ノ結果ドウ云フ風ニナルドウ云フ風ナ結果ヲ得ラレルデアラウカト云フノガ諮問ノ御趣旨デアルト思ヒマス簡單デ御座イマスケレドモ之ダケ申上ゲマス仍又御質問ガアレバ御答ヘ申シマス

これは、ここに至る迄の経緯の概略を説明したものである。要旨は次の通りである。

渡部委員

・長慶天皇は大正十五年十月二十一日に皇代に列せられた。しかしその御陵は未だ治定に至っていない。

・しかし、長慶天皇の御陵は全国におよそ七十箇所（正確には六十七箇所）ある。その中で青森県と和歌山県の各一箇所は明治二十一年に「治定」<sup>11</sup>したものである。それらの中に現在考證上見込みのあるものはない。手懸りすら発見が困難である。

・現在、陵墓が治定されている御方は八一三、治定がない方は一、五一七である。その中で長慶天皇は歴代天皇として第一位に数えなければならぬ。この委員会が一番大切な仕事である。  
・長慶天皇陵はこれからどういう風に調査しどういう考證をしたらよいか等というのが諮問の趣旨である。

宮内省のこれまでの調査

続く、渡部・芝・黒板・濱田委員、和田幹事の発言からは、諮問第一号について宮内省が抱えている問題が顕に浮かび上がってくる。その要旨は次の通りである。

黒板委員

・今日まで長慶天皇陵について宮内省で「調査」を進めていたと「仄聞」しているが、どうなっているか。

・こういう多くの箇所がある内二箇所だけ陵墓参考地になっている。長慶天皇が歴代に加わった後ただ書類を受け取っただけか。または実地に見たか承りたい。

和田幹事

・私はずつと奈良に行っていたのでその間のことはよく知らないが、知る限り実地には廻っていないのが大部分と思う。

黒板委員

・廻った箇所や今日までの「調査」の経過を承れば大変好都合だ。

和田幹事

・現在では差出してくる書類を調べて採り上げるべきかどうかを研究している程度である。従来これを実際に見聞することはなかったように考える。

黒板委員

・何もしなかったのか、ある程度まで進めているか。今日迄の経過を承りたい。

渡部委員

・露骨に言えば「調査」研究をしていない。それは諸陵寮に機関がなかったからだ。この度漸

く「考證官」ができたが、それ迄は「属官」一人位でやっていた。前には「御用掛」の一、二人は置かれたことはあったが、それすら数年前のことで確りした「調査」はやっていなかったということだ。なお書類は芝編修課長にも全国六十幾つの書類を見て貰った。私は素人であるから専門家に見て貰って、書類上ほとんど問題としないことを決めたものもあるしその旨回答したものもある。

・それからうっかり「調査」に行くとそれだけで「地方」が「ガア〜」とする。宮内省から「調査」に行ったからもう決ると考えて騒ぎ出すという弊害もあると思う。

芝委員

・従来関係した責任から言うと、いま渡部委員が言った様に分献上の調査は（上申が）方々から来た時に「調査」した。その時に有力なものが発見されていけば今日まで放って置いた訳ではない。分献上の「調査」で有力なものがないことが積極的に「調査」を敢えてしなかった理由の一つである。

・長慶天皇を決定する機運に際会して、「調査」した上で陵が決るのならよいが、決る前に傳説のある各地に「調査」に行くのは、各「地方」で色々運動を起す関係から、文献「調査」が有力なら行くという建前をとっていたが、特に御陵の「調査」のために傳説地を歩くことはやっていないようである。

濱田委員

・書類上は落第の箇所が多いと思う。

黒板委員

・書類上では落第したが、それらの箇所について「調査」考證の方法を「審議」するのか。

・従来その方面に色々経験があるであろうからその原案を示して載いて、それから我々の意見を聞いて載きたい。我々は今日これが初めてなので調査項目についてよく考えた上で宮内省当局に意見を申し上げたい。それが話の順序だと思う。

これによると、宮内省諸陵寮は長慶天皇陵の六十箇所以上の「上申地」について、書類の「調査」は行なってきたものの現地に赴いての「調査」はしていなかった。それというのも各地からの上申には文献の上で有力なものがなく、諸陵寮にもそのための機関もなかった、というのである。

それにしても、たとえ実地の「調査」がなされておらず書類の「調査」のみであったとしても、六十七箇所全体が考證上の見込みがないとまで言い切るのであれば、何もわざわざ宮内省外の「学識経験者」を招いてまで「調査」「審議」などする必要はない筈である。ところがそうではないというのは一体なぜなのか。そのような疑問を、殊に宮内省外の「学識経験者」としての委員が抱いたとしても当然であろう。この点に直接言及した発言は「第一回総会速記録」



にはみられないが、続く第二回総会以降の「学識経験者」としての委員の発言の底流としてこのような疑問は確かに存在したことと思われる。

しかしこうして一連の過程を振り返ってみると、冒頭にあった黒板委員による宮内省で長慶天皇陵について「調査」を進めていたと「仄聞」したとの発言は、いったいどうなってしまうのかとの疑念がなお残る。すでにみたように黒板委員の追及にもかかわらず、これを否定する宮内省内の委員・幹事による発言が後に続いたのであるが、そもそもその「仄聞」の内容は一体どのようなものであったのであろうか。

### 「地方」からの上申、各地への「調査」

さて、右の要旨にみえる「地方」の過剰な反応や運動についての渡部・芝委員の発言を「第一回総会速記録」から引用する。次の通りである。

渡部委員（略）ウツカリ調査ニ行クトソノコトダケテソノ地方ガガア／＼トスル宮内省カラ  
調査ニ行ツタカラモウ決ルモノト考ヘテ騒ギ出ス

芝委員（略）決ル前ニ傳説ノアル各地ニ調査ニ行クト云フコトハ各地ニ於テイロ／＼運動ヲ  
起スト云フ関係カラ（略）

「地方」からの「上申」、あるいは各地への「調査」についての宮内省の側の認識をよく表すものである。

以上の諸点について第一回総会では互いに意見を述べ合うにとどまり、その後の方針等については以降の課題となった。

### 議事録

以上の議題「四、諮問ノ要旨説明」に関する「第一回総会速記録」の内容について、次に「第一回総会議事録」から引用する。引用の末尾が不自然に切れてそれ以降の部分が欠落しているが、これは本稿執筆時点での『臨時陵墓調査委員会録総会議事録の部(一)』<sup>12</sup>の状態をそのまま反映していることである。現在宮内公文書館が公開する臨時陵墓調査委員会関連の史料群には、総会等の議事録・速記録他の関連史料や下書きと思われるものも多く含まれており、それらの精査によってこの欠落部分が復元される可能性は少なからずあると思われる。

### 四、諮問ノ要旨説明

(一) 諮問第一號  
○添付別紙  
 五 参照

(渡部諸陵頭) 長慶天皇ハ大正十五年皇代ニ列セラレタレドモ其御陵ハ未定ニシテ現在

六十七箇所ノ同陵傳説箇所中考證上見込アルモノハ皆無ト云フベク且何等ノ手懸ヲモ發見シ得ザル實情ニ在リコ、ヲ以テ先ヅソノ調査考證ノ根本方針ヲ確立スルハ同陵決定上最モ必要ノ事項トスベク本諮問ノ趣旨亦實ニ是ニ在ルモノトス

(黑板委員) 從來宮内省ニ於テ採り來レル同陵ノ調査方法ハ如何(渡部諸陵頭、芝編修官、和田考證官) 從來ハ只各地上申ノ書類上ノ審査ヲ爲シタルニ止マリ實地ノ檢分ハ

イ. 上申書類ヲ調査スルニ實査ニ値スル箇所無カリシコト

ロ. 諸陵寮ノ人員寡少ニシテ實査ノ機關無カリシコト

ハ. 輕々ニ實査ニ赴クトキハ其地方民ヲ刺戟シ各種ノ運動ヲ惹起セシムル虞アリシコト

等ノ理由ニ依リ殆ンド全ク之レヲ行ヒシコトナシ

(黑板委員) 委員ノ調査方針ニ関スル所見ヲ徴スルニ先立チ諸陵寮ヨリ原案ヲ提出シ之(以下欠)

続いて、諮問事項第二号ノ第十号についての説明が渡部委員・和田幹事からなされ、第二回総会は終了した。

なお、第一回総会で「別紙五」として配布された「長慶天皇御陵傳説箇所昭和十年六月二十日現在」は計六十七箇所の「傳説箇所」を載せるもので、第二回総会において配布されること

になる「長慶天皇御陵傳説箇所分類表」とともに、その後の「調査」「審議」に重要な役割りを果たすことになるものである。この「長慶天皇御陵傳説箇所昭和十年六月二十日現在」と「長慶天皇御陵傳説箇所分類表」を編集して「傳説箇所分類表昭和十年六月」（表一）とした。

## 二 第二回総会（昭和十年七月十二日）

第二回総会は、昭和十年七月十二日金曜日午後一時二十五分から四時十五分まで宮内大臣官舎において開催され、大谷正男委員長、渡部信・浅田恵二・芝葛盛・辻善之助・濱田耕作・黒板勝美・荻野伸三郎・原田淑人委員、伊藤武雄・林與之助・和田軍一幹事、山崎鐵丸・松井彌吉郎・小川三郎書記が出席した。

『臨時陵墓調査委員会記録議事録の部』<sup>13</sup>は第二回総会について、「第二回総会議事録」と「第二回臨時陵墓調査委員会議事速記録」（以下、「第二回総会速記録」という）がその内容を載せる。それぞれの標題を一見すれば明らかのように、「第二回総会議事録」は第二回総会の議事の概要を載せ、「第二回総会速記録」は第二回総会における出席者の個々の発言をそのまま載せる体裁を取るものである。以下第二回総会の内容について、この両者から、あるいはそれぞれから、適宜引用・要約しながら述べることにしたい。

## 議題

当日の「議題」は次の通りである。「第二回総会議事録」から引用する。

- 一 諮問第一號（長慶天皇ノ陵  
ニ関スル件）ノ審議ニ関スル件
- 一 小委員會ノ組織ニ関スル件

以下、「第二回総会議事録」と「第二回総会速記録」によつて第二回総会の「議事」をみる。

### 「傳説箇所」の「分類」

議題「一 諮問第一號（長慶天皇ノ陵  
ニ関スル件）ノ審議ニ関スル件」では、「添付書類二」「長慶天皇御陵傳説箇所分類表」が配布され、そこに示された「傳説箇所」の「分類」について、それぞれの「上申地」の「紹介」と「批評」がなされることからはじめらる。

「傳説箇所」の「分類」は「長慶天皇御陵傳説箇所分類表」によれば次のように規定されている。すなわち「第一類」は「牽強附会ノ説ヲ為スモノ又ハ偽物偽文書ヲ以テ証據トナスモノ」「四十六箇所」、「第二類」は「傳説・地名ヲ存スルモノノ内容ヲ詳ニセサルモノ」で「十三箇所」、「第三類」は「素朴ナル古傳ヲ有シ又ハ之ヲ核心トシテ考證ヲナセルモノ」で「四個所」、「第四類」は「傳説文獻又ハ考説ノ稍徴スベキモノ」で「四箇所」である。

つまり、第一回総会で配布された「長慶天皇御陵傳説箇所昭和十年六月二十日現在」の段階

では、それぞれの「傳説箇所」を府県別に地名とともに上申の過程や内容の概略を述べるにとどまっていたものが、第二回総会で配布された「長慶天皇御陵傳説箇所分類表」の段階では、それぞれの「傳説箇所」が「第一類」～「第四類」に分類されて総会に提示されるに至ったのである。この両者を編集して「傳説箇所分類表昭和十年六月」（表1）としたのは、先にも述べた通りである。

以下、「第二回総会速記録」からみる。

和田幹事（考證官）は、「第一類」～「第四類」のそれぞれについて「傳説箇所」から例を挙げ、その概要を「紹介」した上で「批評」を述べる。これらは、宮内省が各地からの上申をどのようにみていたかをよく示すものである。

### 【第一類】

まず「第一類」である。

山梨県南都留郡明日見村

和田委員は計四十六箇所ある「第一類」のうち山梨県南都留郡明日見村（傳説箇所分類表昭和十年六月）47ページ〔表1〕を挙げる。和田委員の「紹介」の要旨は次の通りである。

和田幹事

・ 永和三年（一三七七）の加藤文書によると貞和七年（正平六年）（一二五一）に潜に明見村に

九歳の皇子（後の寛成親王・長慶天皇）が来て明見寺に留まった。その傍証は、宗良親王の御歌・醍醐地蔵院房玄記録・万福寺の文書である。

・親王は南朝勢力の恢復のために明見村を出て都に帰り即位したが、讓位後元中三年（一二八六）に再び明見村に潜においでになった。そして南朝のために色々画策されたがそのことは甲斐国塩山元中寺が「勅願」とされたことが証拠である。

・（長慶上皇は）応永元年（二三九四）八月一日に明見村で崩御した。このことは碧玉集から明らかである。

これについての和田幹事の「批評」の要旨は次の通りである。

#### 和田幹事

・加藤文書は永和当時のものではなく偽文書である。

・明見村においでになったことの傍証という宗良親王の御歌は「しられしなふじの高根の雲かくれむせふ煙は空に立つとも」で、醍醐地蔵院房玄記録は「観應二年（一三五二）二皇子御二歳御着袴」とするが、長慶天皇が明見村にいたという証拠にはならない。

・長慶天皇陵が明見村にあることの証拠として碧玉集の「君が代の千代のみつぎの行末はつるの郡の民やしるらん」が挙げられているが、証拠にはならない。しかも「君が代の千代のみつぎの」を「日嗣」として、天子の行末は明見村が属する都留郡の人こそ知っているとする

のは付会である。

和田幹事はこう述べた後、「第一類ニ属シマスモノハ兎ニ角サウ云ツタモノガ殆ンド全部ヲ占メテ居ルト云ツタ具合デ御座イマス」とする。

### 【第二類】

次いで「第二類」である。

和歌山県西牟婁郡富里村

「第二類」について和田幹事は、諸陵寮にあった「考證録」の目録にその土地の名が残っているだけで書類そのものは焼失して内容が不明になっているものと、書類はあるが上申者がどういふ積りで上申しており、またそこを御陵の傳説箇所と考えているかが書類の上でははっきりしないものがあると説明する。そして和田幹事は計十三箇所ある「第二類」から和歌山県西牟婁郡富里村（傳説箇所分類表昭和十年六月）79ページ（表1）を挙げる。いままた和田幹事による「第二類」の説明のうちこの富里村の「傳説箇所」は後者の例である。これについて和田幹事は、「上申願書ニゴザイマス口碑傳説又ハ其ノ上申者ガ一体ドウ云フ根據ヲ以テ其ノ土地ニ御陵ガアリカウ云フ言ヒ傳ヘガアリ又夫レヲ信ジテ居ルカト云フコトハ少シモ述べラレテ居リマセヌノデ上申者ガア、コ、ニアルト信ジタ程度デ御座イマス内容ガ一向二分ラナイモノデ御座イマス」と述べる。



## 【第三類】

さらに「第三類」である。和田幹事は計四箇所ある「第三類」の総てについて述べる。

群馬県新田郡木崎町大字下江田帝

まず、群馬県新田郡木崎町大字下江田帝（傳説箇所分類表昭和十年六月）31ページ（表1）である。和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。

和田幹事

- ・ 同地に長慶塚という古墳がある。これは天皇の御陵ではないか。
- ・ 明治十五年に地主の吉田清一郎が新田郡長に提出した書上によると、長慶塚は建徳二年（一二七二）に崩御した方の陵と伝え、享保九年が「三百五十回忌」に当り、その塚の上に小さな祠と供養塔を建てた。帝の古塔と称するものがこの長慶塚の西一町ばかりの所にある。
- ・ 添付書類には、それは「神皇」九十八代南朝の帝で上野国會田の郷に御陵がある。明應五年（一四九六）に吉田氏の祖隠岐国友重が三河国吉田から移ってきて、その居所が御陵の下に当るとある。

・ また、この長慶塚から南朝の正平二年（一三四七）の年号がある板碑が出て、そこに天皇との文字が刻されていたという。

これについての和田幹事の「批評」の要旨は次の通りである。

## 和田幹事

・明治十五年の吉田清一郎の書上には年紀（「年立テ」）の誤り等もあるが、書上げそのものには「素朴」な感じがする。

・添付書類には、既に長慶天皇を九十八代としたり、古い趣を失った板碑に至っては天皇という二字を後に刻したと考えられたりというように手を加えたということもあるが、長慶塚との名称には何か古墳らしいものの存在が認められるのではないかと考えられ、一度調査してもよいと思う。

この中で和田幹事が評価していることのひとつに、「素朴」な感じがするということがある。和田幹事の発言の関連部分を「第二回総会速記録」から引用すれば次の通りである。

和田幹事（考證官） 明治十五年吉田清一郎ノ書上ニ八年立テ等ノ誤モ見受ケラレマスケレドモ書上ソノモノニハ素朴ナ感じガスルノデ御座イマス

これは「第三類」が「素朴ナル古傳ヲ有シ又ハ之ヲ核心トシテ考證ヲナセルモノ」と規定されていていることによく合致する。

富山県西砺波郡西野尻村安居寺

次に、富山県西砺波郡西野尻村安居寺（傳説箇所分類表昭和十年六月）49ページ（表1）である。和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。

#### 和田幹事

- ・安居院の寺伝に、明徳二年（一一三九）三月十八日に長慶天皇がこの寺で崩御し観音堂の西南に葬ったと過去帳によって伝えられている。また、観音堂の西南に御陵があるという。
- ・これは土地台帳に「長慶院天皇御陵」と記して官有地とされ、高さ四尺直径十三尺の塚である。

これについての和田幹事の「批評」の要旨は次の通りである。

#### 和田幹事

- ・その根拠となる資料はその過去帳だけと言える。過去帳の年代は不明であるが、明治維新後のもものではなさそうで、それ以前から傳承があつたようである。
- ・注意すべきはその塚で、高さが僅か四尺で直径十三尺の割合に扁平で小型の塚で、もしその塚が古墳なら、形式は河内金剛寺の御影堂の後の小墳あるいは観心寺境内の「こうぼう塚」古墳、「檜尾塚」古墳とよく似ており興味を引く。

#### 三重県南牟婁郡五郷村字寺谷

三番目は、三重県南牟婁郡五郷村字寺谷（傳説箇所分類表昭和十年六月）67ページ（表1）

である。和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。

- ・「南帝ノ御陵」がある。「南帝王」とは長慶天皇である。
- ・南牟婁郡飛鳥村隆正寺に長慶天皇を祀ると伝える。
- ・五郷村の「本京家」は、長慶天皇が滞在しそこが「本ノ京都」に似ているのでその名前を付けたという言い伝えがある。

これについての和田幹事の「批評」の要旨は次の通りである。

#### 和田幹事

・この上申書はとても「好意的」である。自分はこういうことを知っているからお教えするという程度で、文章は「極メテ簡略」であるが、別に何か考える所があつて、つまり「他意」があつて上申したとは見えない。

・このような「資料」や「伝説」がその土地にあるのではないかと考えられるが、その辺は調査が及んでおらず不明である。

ここで最も特徴的なことは、「好意的」あるいは「他意」といったことが「傳説箇所」についての判断の基準となつてゐることである。当該箇所を「第二回総会速記録」から引用する。

和田幹事（略）此ノ上申書ハ本来カラ申シマスト極ク好意的ナモノデ自分ハカウ云フコトヲ

知ツテ居ルカラオ教ヘスルト云フ程度デ御座イマスカ文章ハ極メテ簡略デゴザイマスカ、又別ニ何カ考ヘル所ガアツテ即チ他意ガアツテ上申シテ來タモノトハ見ヘナイモノデアリマス

つまりこれによれば、宮内省への上申等には、「第一類」～「第四類」の分類とはまた別に、「好意的」なもの「他意」があつてのものがあつたということになる。この両者はいつたいどのようにして分類されたのであろうか。また、第三類の規定にみられる「素朴ナル古傳」とこの「好意的」あるいは「他意」とは、どのような関係にあるのであろうか。興味深い問題である。

奈良県吉野郡十津川村大字上野地

最後は、奈良県吉野郡十津川村大字上野地（「傳説箇所分類表昭和十年六月」103ページ〔表1〕）である。和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。

和田幹事

・口碑によれば、長慶天皇は賊徒に追われ紀州玉川から十津川为天ノ川に逃れ僧形に身を隠したが、追及の手が止まず天ノ川五色ノ谷で戦をしたが敗れ、御手洗ノ上から十津川に身を投げた。體は散り散りになり、首は河津の國王神社、胴は天皇神社、足は十津川村の足立神社

に祭られた。

・尤も上申書によって少し違う口碑も伝えられている。長慶天皇が悪い病気になり遂に讓位の後僧形となって世をしのんだが快癒の験なく、とうとう五色谷に投身し遺骸を諸々におさめて、頭は甲津神社、手は平瀬神社、足は足谷神社に納めたと伝えられている。

・國王神社は毎年十一月十五日にお祭をして、「萬歳樂」を「謳」いその中に「抑モ當社ハ文中二年（一三七三）癸丑ノ年御鎮座マシマス河津ニ國王大明神ハ恐レ多クモ天ノ川ノ五色ノ谷ヨリ流レ給ヒシ南天王第一皇子寛成親王御神靈ヲ齋キ奉リシ今今日御神事ニ御幣ヲ華ヤカニ飾リ立テ參ラセタリヤ」と云い、そこで音頭を入れるということである。

これについての和田幹事の「批評」の要旨は次の通りである。

#### 和田幹事

・そこにいう文中二年（一三七三）に崩御というのは他の資料と矛盾し、身を川に投げて遺骸が散り散りになったというのは素より「無稽」の感がある。

・しかし、その口碑は如何にも「素朴」で「作為」の痕が少なく、長慶天皇を祭神とする神社も数社あり、何となく棄て難い由緒がここにありそうに見える。

この内、「素朴」ということについて述べる部分を「第二回総会発言録」から引用する。

和田幹事（略）其ノ口碑ハ如何ニモ素朴デアリマシテ作為ノ痕ガ少ク長慶天皇ヲ祭神ト致シマス神社モ數社御座イマシテ何トナク棄テ難イ由緒ガ此處ニアリサウニ見エルノデ御座イマス

ここでも口碑が「素朴」であり「作為ノ痕」が少ないということが、「何トナク棄テ難イ由緒ガ此處ニアリサウ」だという結論を導く根拠とされている。

#### 【第四類】

最後に「第四類」である。「第四類」についても和田幹事は計四箇所ある「第四類」の総てについて述べる。

相馬陵墓参考地青森県中津軽郡相馬村大字紙漉澤

まず、相馬陵墓参考地青森県中津軽郡相馬村大字紙漉澤（「傳説箇所分類表昭和十年六月」11ページ〔表1〕）である。和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。

和田幹事

・明治十五年の上申以来頻々に上申が出て、遂に陵墓参考地になった。  
・上申者の出した資料は種々雑多で相当の分量であるが、その中心は上皇廟堂縁起である。それは應永十五年（一四〇八）に長慶天皇皇子盛徳法印が書いたとされる。

- ・これによると、長慶天皇は正平二十四年（一二六九）の武蔵上野の戦に敗れて奥州波岡郷に逃げ紙漉澤に移りここで剃髪し修験道に入り常照院盛賢と自称したが、應永十年（二四〇三）六月に崩御して法龍権現の勝地に斂葬してその上に廟堂を建てた。
- ・上皇廟堂縁起によってこの地が御陵と信じる。

これについての和田幹事の「批評」の要旨は次の通りである。

#### 和田幹事

- ・上皇廟堂縁起と同じ趣旨の波丘縁起があるが、共に偽書と考えられ全く採るに足らない。
- ・ただ早くから陵墓参考地になっているので「第四類」に入っている。

同地は相馬陵墓参考地として宮内省の管理下にあるが、それでも和田幹事は全く採るにたらないと断じる。

#### 河根陵墓参考地和歌山県河根村

- 次に、河根陵墓参考地和歌山県伊都郡河根村（「傳説箇所分類表昭和十年六月」73ページ〔表1〕）である。和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。

#### 和田幹事

- ・長慶天皇は玉川ノ宮においでになった。玉川は丹生川の一部であり、そのことは丹生川の村内に田麻、玉淵、玉山の三箇所があることによってわかる。



・その土地の井本文書等によると、天皇は元中七年（一三九〇）七月二十二日に亡くなり、翌日三つの玉山の中央の玉山に葬った。その玉山にある朝塚（京塚・長塚・経塚と色々に書く）が御陵であるという。朝塚の上には五輪塔があり、その五輪塔に「元中三年」（一三八六）云々との文字もみえる。

これについての和田委員の「批評」の要旨は次の通りである。

#### 和田幹事

・井本文書では玉川を風雅集の歌に結び付けて考えているが、それが偽作であることは本居宣長も論じており、玉川を歌によって論じられない。また、玉淵、田麻、玉山との地名のある所が玉川であるというようにこの地名だけで玉川を決める訳にもいかない。

・山陵の所在を示す積極的な資料である井本文書・村岡文書・小松文書等は、それぞれが伝える年代とその文章の「体」が合わないものがあり、井本等の三家所蔵の符宣案などは偽作とされる。

・長慶天皇が玉河宮においでになったということも、確かな資料に見えない。古本帝王系図に長慶天皇が玉河宮と号すとあるが、この系図も偽系図と決まっているようである。

・このように資料としての井本文書・村岡文書等は随分非難されるべき点が多い。しかし全篇を読んでみると何か「古傳」があつて、その「古傳」を活かす為に作られたものではないか

と考えられる。

すでにみたように同地は河根陵墓参考地として宮内省の管轄下にあるが、右の「紹介」でも「批評」でも、和田幹事はそのことに触れもしていない。

京都市右京区嵯峨天龍寺慶壽院旧址

さらに、京都市右京区嵯峨天龍寺慶壽院旧址〔傳説箇所分類表昭和十年六月〕91ページ〔表1〕である。和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。

和田幹事

・同地は上申というよりも、ここに御陵があるのではないかという様なことが（八代國治著）長慶天皇御即位の研究に書いてある。同書は大乗院日記目録の記載のように長慶天皇が應永元年（一三九四）に崩御したのならばそれは南北朝合一の後である。それならば京都で長慶天皇が崩御になったものであろう。

・大正五年に八代博士は嵯峨臨川寺の慶壽院址を調査した時に、ここに御陵と思われる墳墓がある。それを学術上全く長慶天皇の御陵という訳にはいかないが、とにかく注目すべきものであると長慶天皇御即位の研究は述べる。<sup>15)</sup>

これについての和田幹事の「批評」の要旨は次の通りである。

和田幹事

・これは大乗院日記目録という比較的よい資料によっているので、相当考慮しなければならぬ。これについては多少意見もあるが今日は省略する。

慶壽院址は上申されたものではない。長慶天皇の在位を証明した八代國治著『長慶天皇御即位の研究』（大正九年十月、明治書院）にその説がみえるのである。当時、八代國治はすでに亡くなつてはいたもの<sup>16</sup>、この説が注目されるのはむしろ当然と言えよう。事実この慶壽院址は、後に「擬陵」との考え方をまさに体现する場所として、臨時陵墓調査委員会や宮内省において重大な関心を向けられることになる。しかしむしろここで注目に値することは、その慶壽院址を長慶天皇陵とすることへの「意見」が宮内省内に存したことを窺わせる一行がみられることである。「第二回総会速記録」から引用する。

和田幹事（略）仍之二就イテ多少意見モ御座イマスガ之ハ今日省略シタイト思ヒマス

八代國治の説を抛り所に慶壽院址を長慶天皇陵とすることについての「意見」が、少なくともこの時点にあつて何らかの形で具体的に存していたこと、そしてその「意見」は他の陵の場合とは異なつた見地からのものであつたであろうことがこの一行から知られるのである。大変興味深い問題であるが、ここで述べるのができるのは以上に尽きる。

大阪府南河内郡川上村観心寺

最後は、大阪府南河内郡川上村観心寺（傳説箇所分類表昭和十年六月「99ページ」）である。和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。

和田幹事

・観心寺は南朝と特別の関係があり、後村上天皇や新待賢門院の例に鑑みて長慶天皇の御陵がここにあつてよいような場所である。そして、天皇の髪を納めた塔が同寺の裏山にあることは、観心寺の過去帳や「追善寫經奥書」等によつても認められる。

これについての和田幹事の「批評」の要旨は次の通りである。

和田幹事

・その過去帳等の資料価値は高くないと思うが、とにかく南朝と関係が深い土地であり、過去帳であつても僅かながらも一つの引つ懸りであるから「第四類」とした。

以上が、和田幹事による「第一類」から「第四類」までの「紹介」とそれをめぐる「批評」である。

以降、右の和田幹事による「紹介」「批評」に基づきつつ、これらの「傳説箇所」の「調査」「審議」についての発言が続く。

「第一類」への評価

黒板委員は、「第一類」については必ずしも現地への出張を前提とはせず書類上の「審議」でよい、必要であれば県なりに照会すればよい、ただしひとつひとつ丁寧に、との考えを述べた。濱田委員も、今会議に出ているものは本当に「オミット」してもいい位だ、としてこれに同調した。また、小委員会を設けて進めるという方法も可能性として提示された。そして、上申はどの位以前からのものがあるかとの渡部委員の質問には、大谷委員長から明治七年からあるという返答があった。

### 再び「地方」からの「上申」

さらに、次のような発言が濱田委員と黒板委員からあった。いずれも、「上申箇所」についてのものである。「第二回総会速記録」から引用する。

濱田委員 文書ノ方カラ見レバ上申ノ箇所ハ恰デ問題ニナラナイ

黒板委員 サウデス初メノ方ハ問題ニナラナイ併シ鄭重ニヤルコトデ、地方ハ案内血眼ニナツテ居ルカラ一々ヤラナイト困リマスネ私ナンカ血眼ニナツテ居ル所ニ行ツテドウセ損ナ目ニ遭ヒツケテマスカラ平氣デスケレドモ

この発言からは、「上申箇所」また「地方」が「血眼」になっている現状と、それについて

の濱田・黒板委員の認識をよく読み取ることができる。

### 「審議順序及方法」と「調査ノ方針」

次いで、これら「第一類」～「第四類」に分類された「傳説箇所」の「調査」「審議」についての発言が相次ぐ。まず「添付書類一」が配布され、「諮問第一號ニ關スル審議順序及方法」（以下「審議順序及方法」という）（史料2―a）およびその「別紙」「長慶天皇ノ陵ニ關スル調査ノ方針」（以下「調査ノ方針」という）（史料2―b）が伊藤幹事によって読み上げられ、さらに渡部委員から「説明」がなされた。その要旨は次の通りである。

渡部委員

・これは「私案」である。

・たとえ牽強付会でもいちいち調べていこうというのならとても結構であり、検討して報告書を作ることにしたらどうか。

・どのように報告書を作るかという点、「別紙」「調査ノ方針」（史料2―b）の（二）の（一）（二）（三）（四）のように、「南朝ノ天子様」に關係の深い地方やお寺、觀心寺とか高野山とか關係の深い由緒あるお寺等を文獻によって調査する。場合によっては实地調査も行う。

・長慶天皇の「御聖徳」とは性格のことで、武家に対して「徹底的」にやろうという方針であったか「調和的」な方針であったか、また例えば、高野山文書に北朝との戦が思う通りにいけ

ば等とある「御発願」のような「御感情」について調べるのも参考になるのではないか。

・「御近親」、つまり長慶天皇の弟の後龜山天皇との関係や、新葉和歌集を編修した宗良親王や、それについて色々由来を書いている後村上天皇皇子師成親王その他の「御近親」の方々の「御事蹟」を調べることが、間接に長慶天皇の事蹟や御陵に何かの手掛りにならないか。

・長慶天皇の「側近者」やその事蹟を調べてみる。それに加えて、北朝関係の方々や文書も一応調べる必要があるのではないか。

・このように調査方針を決めてみたかどうか。

・また、「審議順序及方針」（史料2―a）に戻ると、このように調査をして得られた結果はなるべく早く報告書として提出し、その都度審議をして頂く。その報告書の調査が終つたら総合して調査審議をする。なお、結局どうしても御陵の所在がわからないという場合にどうしたらよいかをお考え願つたらどうか。

渡部委員が冒頭で、「審議順序及方針」（史料2―a）と「調査ノ方針」（史料2―b）を「私案」として位置付けるのは、宮内省の官員としての委員長以下が、「学識経験者」として宮内省外から臨時陵墓調査委員会に加わつた委員に対する表現として捉えられるべきである。

**長慶天皇陵が分からない場合には**

右の要旨の末尾の部分について「第二回総会速記録」から引用する。次の通りである。

渡部委員（略）結局ドウシテモ分カラナイト云フ場合ニハドウシタラヨロシウ御座イマスカ

一應オ考ヘヲ願ツタラドウカ

つまり、結局長慶天皇陵の所在地がわからなかった場合の措置についても一応考えて貰っては如何かというのである。この発言は、臨時陵墓調査委員会が、最重要の課題である長慶天皇陵の所在地を決定することが出来ない可能性を充分争んだ上での発足であったことをよく示すものである。

### 「調査ノ方針」の「二」

さて、この渡部委員による「審議順序及方法」（史料2―a）と「調査ノ方針」（史料2―b）の説明についての黒板委員の発言の要旨は次の通りである。

黒板委員

- ・「第一類」は宮内省にある書類によって進めることができる。
- ・「第二類」は書類がなく考證録に名前だけがあるものであるから、書類があるかどうか「各府県」に尋ねたらどうか。

・「第三類」「第四類」には幾つか実地調査の必要がありはしないか。「第一類」「第二類」と較



べると懸隔があるような報告である。

さらに黒板委員は続ける。

黒板委員

・「調査ノ方針」の「二、」(「今一應関係資料ヲ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト」)についてはこちらから進んで充分調査をし結果によつては実地調査をしなければならないが、(一)「長慶天皇ノ御事蹟特ニ御聖徳(御人格)ヲ調査スルコト、(註)武家ニ對スル御方針御感情等モ調査スルコト」(三)「長慶天皇ノ御近親ノ御方ノ御事蹟ヲ調査スルコト」(四)「長慶天皇ノ側近者ノ事歴ヲ調査スルコト」は、陵墓の調査というより「御傳記」の性質に属する。

・これを中心に臨時陵墓調査委員会でやらなければならないことではない。傳記の編纂になる結構なことで、長慶天皇の御事蹟がわかればわかる程良いと思うが、ここまで手を伸ばすべきなのか。中心は陵墓ということであるから「側近者」など場合によつては調べなくてはならないが、陵墓の委員会としては特別に調査することはできないから、陵墓の調査を中心にして進め、必要があれば長慶天皇について誰かが調べるようにしたい。

これらの黒板委員の発言は、以下の二点に分けて捉えることができる。つまり、「第一類」(「第四類」はそれぞれ「調査」「審議」の方法が異なるということと、「調査ノ方針」(史料2―b)の「二、」の(一)(三)(四)は陵墓というよりは「御伝記」に関する事柄であるからこの委員会とし

てはこれを特別に調査することはできない、ということである。

次の大谷委員長の発言は、その後者をめぐつてのものである。要旨は次の通りである。

大谷委員長

・黒板委員の言うように、「調査ノ方針」〔史料2—b〕の「二」の(二)(三)(四)は参考事項程度である。後醍醐天皇・後村上天皇・長慶天皇・後龜山天皇等と関係の深い地方の文献調査の参考資料として考えてみる程度のものではないか。

渡部委員は述べる。

渡部委員

・それは勿論「御傳記編纂」に属することである。

確かに、その血縁者・側近者を含めて長慶天皇をめぐる伝記的な事柄と長慶天皇陵の場所の決定とは、ある見方からすれば別の問題であるが、他の見方からすれば不可分の問題でもある。

これをめぐる発言は、後に本格的になされることになる。

### 「第一類」～「第四類」の「調査」「審議」

次いで、「傳説箇所」の「第一類」～「第四類」の「調査」「審議」の方法についての発言が相次ぐ。つまり、先の黒板委員の発言の内、前者についてのものである。以下、主要な発言の要旨をまとめればおおむね次の通りである。

濱田委員は「実際には、『第四類』の中にも『第一類』と同程度のものもあるだろう」と述べ、これについて渡部委員は「『第一類』～『第四類』は『皆様』（「学識経験者」として臨時陵墓調査委員会に加わった委員を指す）の意見を伺った（上で分類した）のではなく、『私の方』（宮内省官員として臨時陵墓調査委員会に加わった委員長以下を指す）で分類したもので、『第一類』に入っているべきものが『第四類』に入っていないだろうか」とし、「『第一類』～『第四類』の分類の経緯について説明するとともに、それぞれの分類の見直しをも許容する姿勢を示した。さらに黒板委員は「大体『調査ノ方針』は『第四類』『第三類』についてのことであった。『第一類』は調査の方法も必要ない。もちろん『第一類』の中にも『実地調査』すべきものもあるだろう。『第一類』の第七十七号（和歌山県有田郡八幡村）（「傳説箇所分類表昭和十年六月」（表一））は芝委員も意見があるのではないか」とした。これに対して芝委員は「一応調査する必要があると考える」と述べた。

### 書類が焼けた場合（『第二類』）

次には「『第二類』についてである。すでにみた通り、『第二類』の中には書類が焼失したものが含まれるが、その扱いをめぐって発言があった。これについてはすでに触れたように、黒板委員が各府県に尋ねるのが順序であろうと発言している。これに関する主要な発言の要旨をまとめればおおむね次の通りである。

まず大谷委員長は「黑板委員から『第二類』について話があったが、(資料が焼失している場合に) 県を通じて提出させるのはこの際どうであろうか」と述べた。これについて黑板委員は「向うから証據がない傳説だけだというのならこちらから言わなくても良いが、証據があるから上申するのであろう。それも言つてやつても差し支えないと思う」とした。なお大谷委員長の「焼けたものは写を取つていないのか」との質問について、渡部委員は「取つていない」と答えている。さらに和田幹事は「『第二類』は二十三箇所の内九通が焼失し、四通だけが不備ではあるが内容があるものがある。焼失したのは明治の初めのもので多くの場合地方庁に照会しても効果はないであろう」と、上申書類の実態についての説明と、県への照会の結果の見通しについて述べる。これについて黑板委員が「こちらが気持が良いというだけである」とするのは、手順を尽くすことによつて、その結果はどのようになるうとも「調査」「審議」をする側の気持がすむ度合いが高くなるということを述べているものと思われる。

次いで、大谷委員長が「一旦宮内省に提出したものを焼けたから(もう一度) 出させるのであれば、上申者に自ら上申した箇所に陵墓が決るかも知れないとの望みを懐かせることはないであろう」と言うのは、なまじ上申について宮内省が県に照会することによつて、かえつて不要な行き違いが生じるのではないかという危惧を、大谷委員長、つまり宮内次官が有していたことをかえつてよくあらわすものである。また、黑板委員の「書類はいつ焼けたのか」との問

いに、渡部委員は「震災（関東大震災）である」と答えている。これに大谷委員長が「（関東大震災のために書類を出させるといふのなら、上申箇所が陵として決定するのではないかという）望みを懐かせることにもならない。この際鄭重にやることは必要である」というのも、先の大谷委員長の発言と同じ文脈で捉えることができる。黒板委員はこれに続けて「焼けたから書類が不備だということではどうか。後からどうして書類を出さなかったかということになると嫌だから」と発言し、荻野委員は「（先に和田幹事が述べた『第二類』<sup>マ</sup>二十三箇所の内九通が焼失し、その残りの不備ではあるが内容があるという）四箇所であるが、明治十三年というのは縣にもないかも知れない」と述べた。

さらに、和田幹事の「そもそもこういうものは個人が主に提出する。個人から出してくると本人が死ぬと出せないということになる。できるだけのはやる」との発言に対して、黒板委員から「（焼失分の上申書類についての照会先は）個人ではなくやはり県に出した方がよいと思う。上申して来たものか、あるいはそれもわからなければ、傳説を挙げてその材料を徴することにする」との発言があった。

### 「新聞雑誌」の「記事」は取り上げず

これに関連して辻委員は「新聞雑誌にも（長慶天皇陵に関する）記事がある」と発言した。すると黒板委員は「新聞雑誌のものではなくただ上申して来たもの（のみを『調査』『審議』の

範囲とする)。或はもし上申した人もはっきりとしなければ（そしてもし上申か非上申かも分らなければ）、こういう傳説として聞きたいというものがそちらにあるのだが、それに関する書類があれば出して貰いたい、と言ってやればよい」と述べた。ここに黒板委員が宮内省への上申そのもののみ注目して「上申地」に関する「新聞雑誌」の「記事」を取り上げない旨述べ、それに対して他の委員等から特段の発言もなかったことは、臨時陵墓調査委員会における長慶天皇陵に関する「調査」「審議」の枠組みを考える上で示唆を与えるものである。この点に関する「第二回総会速記録」の記述を左に引用する。

辻委員 新聞雑誌ニモ（長慶天皇陵伝承地に関する）記事ガアリマスネ

黒板委員（「調査」「審議」するのは）新聞雑誌ノモノデナク唯上申シテ來タモノデスネ

また、上申の書類が焼けた場合の県への照会の主体は臨時陵墓調査委員会ではなく諸陵寮とすることについて大谷委員長と渡部委員から発言があった。

さらに辻委員は、「第二類」の中から特に京都市上京区聖護院町西畑（傳説箇所分類表昭和十年六月）87ページ（表1）、明治二十九年鈴鹿熙靖上申）を指摘して、「ここ」（傳説箇所分類表昭和十年六月）の該上申地についての記載）に出ている以外にももう少し詳しいものがない

か」と尋ねた。それについて黒板委員は「上申書が焼失した」と述べた。

### 小委員会

その後、すでに議論されていた「審議順序及方法」（史料2―a）および「調査ノ方針」（史料2―b）をめぐっての発言が続く。つまり、すでにみた「調査ノ方針」（史料2―b）の「二」について臨時陵墓調査委員会がどのように関わるかということについての黒板委員の発言を受けてのものである。そしてここではあわせて小委員会をどのように考えるかということについても論じられている。

まず、大谷委員長の発言である。その要旨をみる。

### 大谷委員長

・「第一類」―「第三類」は黒板委員のいうように個々に当っていくか、それとも全員でやるか。  
・小委員（会）はいわば「主査」というか、「小数」（少数）で集まってその内誰かが調べて戴く。その他の方々によっては見て戴く必要もあろうし、小委員が集まった時に相談してもよい。

・これは便宜のためであって、「主査」というように「小数」で書類に当ってみる。従って、小委員会の議決だから（といって）総会の意見をどうしようというのではない。一致しなかつた意見は総て明らかにして総会で議する。

- ・ 報告書を作るのは必要だが、小委員（会）の中に反対（「意見」）があつたかどうか、小委員（会）として固まった（意見だけをもつ）ものとなることはどうかと思う。
  - ・ そういう（固まった意見を持つという）意味でなく「主査」に当って戴くので、その外の方も小委員会で調べたり、小委員会を傍聴したり色々していただく。
  - ・ こういうこと（なの）で、総会で主として調べるのは小委員会の「決議報告書」である。
- この後、黑板委員の「委員という名前でも『主査』という名前でも（同じように）やるのか」との発言に、大谷委員長は「そういう意味だ」と答えている。

### 「意見は自由の立場で」

続いて、大谷委員長と黑板委員が次のような発言をする。

黑板委員

- ・ 多数少数（「小教」）でやるというのは面白くない。

大谷委員長

- ・ 最終的（な局面）になれば場合によっては別であるが。

黑板委員

- ・ 意見は自由の立場で。

再び小委員会



小委員会についての発言が続く。

大谷委員長

・とにかく、そういう意味の「主査」というか小委員というか、規定で小委員となっているから、「第一類」から小委員（会）でやるかどうか。「第一類」「第二類」を主に書類で見ることになると、かなりじっくり考えて見なければならぬと思う。「手間ガトレル」<sup>(1)</sup>

・今のものは、大体書類だけを出して「審議」すれば面倒にならず決りそうである。

大谷委員長はこれに続けて和田幹事に「和田君の見込みはどうか。小委員がよいかどうか」と問うたが、これに対して黒板委員が次のように発言する。

黒板委員

・小委員（会）は何人かでやって「主査」をして、調べたものに意見を聞くというようにしたらよい。皆で調べる訳にもいかないから、初めからひとりで報告書を書いてもいい位のものであるが、そうもいかないから、「打開ケテ」言えば二～三人を加えてやるので、二～三人でやっても実際（に報告書を書いた）一人である。意見はこうだと書けば決ってしまうであろう。

これについて大谷委員長は「上申書をいちいち読んで決めていくのもひとつの方法ではないか」と述べ、これに濱田委員が「今の『和田君』のああいふもの（すでにみた和田幹事による

「第一類」～「第四類」の「説明」「批評」をやって貰えば結構である」と発言し、これに渡部委員は「私は多少動くかと思う。人によって『第一類』に入ったり『第二類』に入ったり色々するかも知れない」とする。黒板委員の発言の要旨は次の通りである。

黒板委員

- ・分類はどうでもいい。
- ・(しかし)「第三類」「第四類」は、いくらか慎重にしなければならぬものがある。「第一類」でも、調査の結果実地調査をしなければならぬものもあるであろう。

・(ただし)「第一類」「第二類」の大部分は、こういう問題もなく終っていくものだ。

### 三度「地方」からの「上申」

これを受けての大谷委員長の次の発言は、すでにみた「地方」の過剰な期待・反応を懸念したものである。

大谷委員長

- ・実地調査にどうしても行かなければならないものは行つて見るといっただけであっても、「地方」はお祭り騒ぎをして面倒なことが重なるから、よくよく「詮議」をした上で取っておきのもの(だけの調査)にするのがよい。第何類ということになるかわからないが。

この内、「地方」以下を「第二回総会速記録」から引用すれば次の通りである。

大谷委員長（略） 地方ハオ祭り騒ギヲシテ面倒ガ重ナル

これもまた、すでにみた「地方」に対する認識と全く同様である。

そして黒板委員は、すでにみた辻委員が指摘した鈴鹿熙靖による上申を引き合いにだしつつ、次のように発言する。要旨は次の通りである。

黒板委員

・「辻君」のいう鈴鹿熙靖の上申は外に出ていないが、それは調査することになるかも知れない。

・「第二類」でもこれはどうだろうかと思うものもあるが、面倒くさいものは後に回して、これなら採用できるというものだけやったらどうか。

「篩」と「オリヂン」

これに続いて荻野委員が「篩にかけて大篩にしてやればよい」と、黒板委員が「篩委員を作つたらどうか」と、大谷委員長が「小委員を出して出来るだけの資料を篩つて戴く」と発言し、「上申地」に大鉦を振るう方針が主張された。

ここで浅田委員からの発言があった。その要旨は、「学問的には素人であるから、専門の大家

は何でもないことでも私には不明のものがある。『主査』あるいは小委員は、資料は『オリヂン』を示してほしい」というものである。

「オリヂン」を示すとは実際にはどういふことなのか判然としないが、「学識経験者」としての委員と宮内省官吏としての委員との意思の疎通の問題には切実なものがあつたことはよく察せられよう。

その他、黒板委員から「報告書は出来るなら前回に頂戴して次回に審議することにして戴くと大変結構である」、また、「答申は陵墓を決定することに勿論必要であるが、「上申地」を陵墓として）否定する場合でも、（長慶天皇の）「御事蹟」はどうか、古文書はどうかを明らかにすることは必要だ」との発言があつた。

### 再び「調査ノ方針」の「二、」

次には「調査ノ方針」（史料2—b）をめぐる議論である。その口火を切つたのは芝委員である。その要旨は次の通りである。

芝委員

・「二、」の(二)(四)について、黒板委員から陵墓調査の中心ではないからやらなくてもいいのではないかという話があつたが、慎重でなくてはならないと考える。今迄に出ている「上申地」の調査についても、長慶天皇の周囲を調べたり長慶天皇を中心として研究をしたりした結果

によってこれまでの上申を精査することが必要である。

・「積極的」に陵墓の治定をしようというのなら、「二」の（二）（三）（四）がなければできない。陵墓の調査と縁遠いと思われるが、そのような面も軽んじないで、相当重点を置いて相当機関を設けて調査したら良い。

この芝委員の発言の末尾の段を「第二回総会速記録」から引用する。

芝委員（略）積極的ニ御陵墓ノ御治定ヲシヤウト云フコトナラバ（二）（三）（四）ガ分ラナケレバ出来  
ナイト思ヒマス陵墓ノ調査ト縁遠イト思ハレマスガサウ云フ方面モ輕ンジナイデ相當重キ  
ヲ置イテ相當機關ヲ設ケテ調査シタラドウカト思ヒマス

まさに「積極」策というべきである。さらに芝委員の発言が続く。要旨をみる。

芝委員

・結果はどうなるかやっても分らないということになるかと思うが、今迄やってみても天皇の周囲の者のことを書いたものもある。上申書への批判という点からもそういうことは必要である。

これに、辻委員が続ける。

辻委員

・「八代君」もそういうものが必要だと書いている。

この「八代君」は、先にもみた『長慶天皇御即位の研究』（大正九年十月、明治書院）の著者八代國治のことである。

これを受けて荻野委員が「自然とそういう風になってくる」と発言するに及んで、黒板委員は次のように述べる。

黒板委員

・私は全然やらなくていいと言ったのではない。

・「和田君」が話したように、<sup>(18)</sup>観心寺は研究をする必要があると思う。後醍醐天皇・後村上天皇・長慶天皇・後龜山天皇との関係が深い所を充分調査してみるということはもちろんその過程で起こってくると思う。御遺髪を埋めたものを調査するについては近親との関係その他の調査が必要なかも知れない。

・このことは無論不必要ではないが、「二」の方を）重く見るというのはいかがでしょうかと思う。

黒板委員のこの発言に対して、和田幹事はこの議論の発端となった「調査ノ方針」（史料2―b）そのものについて、案文作成に携わった立場から発言した。

和田幹事

・この点について弁明したい。調査方針を「一」、「二」と分けてあるが、「一」、「二」はいわば「消極的」のものと思う。すでに定められている陵墓参考地や今日まで上申されている土地、つまり与えられているものに対しての調査であるから「消極的」なものである。だからこれだけを調査して何が得られるのかというと、私は期待できないと思う。

・進んで「積極的」に調査するにはどのような方法を探るかというと、この「二」のようなことを一応は考え一応は手を尽くさなければ長慶天皇陵の調査は充分手を尽くしたと言う訳にはいかないのではないか。これこそ「調査会」（臨時陵墓調査委員会）でやって戴きたいものと諸陵寮職員として考えたからこのように（「調査ノ方針」（史料2―b）に）書いた。これに続けて大谷委員長は次のように述べる。

大谷委員長

・委員が陵墓参考地や「上申地」のみに限って調査しなければならず、それ以上一歩も出てはならないというのは狭い。

・だんだん調べてみた上で、（例えば）今まで上申がなかったが或る寺に貴重な文書があるという事でその寺を調べると意外な発見があるかも知れない。非常に必要で結構なことだと思う。

・「積極的」な調査でも、どこまでも調べて「盲目探シ」をするのはできないから、何か「引懸

り」のあることをたどっていく。全国何處かにあるだろうと片端から調べることは到底できない。

・「消極的」調査を第一としてそれから進んで行くことは非常に望ましい。そういう考えなら私も同感である。

そして、黒板委員も次のように述べる。「第二回総会発言速記録」から引用する。

黒板委員 勿論サウデス

ついに「調査ノ方針」(史料2—b)の「一」、「二」、つまり陵墓参考地および「上申地」の「検討調査」が「消極的」と、「二」、「三」、つまり「近親」「側近者」を含めた長慶天皇の關係資料の「検討調査」が「積極的」とされるに至ったのである。

しかしそうになると、「二」が「今、一、應、關係資料ヲ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト」(傍点引用者)とされていること自体が検討の対象となってくる。大谷委員長が「(「二」の条文に)『今、一、應、關係資料』(傍点引用者)とあるがこれはどうか」とするのに対して、荻野委員は「『今、一、應』はいらない」と答えているが、「調査ノ方針」(史料2—b)における「二」、「三」の位置付けは、第二回総会を通じて格段とその重要性が増したのである。



以降、「調査ノ方針」（史料2―b）の「二、」がいかに重要であるかという発言が連続する。要旨をみる。

和田幹事

・私は両方（「一、」も「二、」も）並行して、次の会議では「二、」にも手をつけたい。非常に時間がかかるが。

芝委員

・長慶天皇は崩御の年代・場所も不明なので、「二、」はどうしてもやらなければならないと思う。

荻野委員

・「八代君」の説もそうである。そういうことに注意を払わなければならない。

濱田委員

・これが大きな問題である。（「二、」の）（三）（四）は目的の達成のためにどうしても調べなければならない。

黒板委員はここでひと言挟む。

黒板委員

・考えていることは分かっているが、事蹟を調査することが一つの目的のようになる。これに対して辻委員は発言する。

## 辻委員

・ 八代博士の説をみても、(長慶天皇が) 果して京都に帰ったのかどうかを調べるにしても、どうしても(二)(三)(四)が必要になってくる。

以降の和田幹事・濱田委員・黑板委員の発言は、「調査ノ方針」(史料2―b)の重要性を幅広く歴史の上で捉え、かつ、長慶天皇の在位について議題とした臨時御歴代史実考査委員会の動向とも関連付けて考えようとした興味深いものである。

まず、和田幹事の発言である。要旨をみる。

## 和田幹事

・ 搜索範囲にしてもいったい近畿を搜索するべきなのかどうか。そうなると、長慶天皇がどのようにに南北朝合体について考えていたのかということでも左右されるのではないか。

次いで濱田委員の発言である。臨時御歴代史実考査委員会であった黑板委員に向けられたものである。

## 濱田委員

・ (長慶天皇の南北朝合体についての考えは) 臨時御歴代史実考査委員会の際に検討したのではないか。

これに対する黑板委員の発言である。

黑板委員

・臨時御歴代史実考査委員会では、即位があつたか否かについての「調査」に限られた。

この黑板委員の発言によると、臨時御歴代史実考査委員会による長慶天皇の在位の有無に関する「調査」は、少なくとも長慶天皇についての幅広い関係史料を「調査」「考証」の範囲とするという、ここでみている「二」のような方針は採用されていなかったことが知られる。そうすると、臨時御歴代史実考査委員会と臨時陵墓調査委員会とは、同じく長慶天皇に関する事柄が取り上げられたとは言つても、両者には基本的な立脚点において大きな違いがあつたといふことになる。<sup>(19)</sup>

これに続くのは大谷委員長の発言である。これはもはや、委員長としての総括とみて良いであらう。

大谷委員長

・御陵を決定するのに必要ならばどうしてもやらなければならない。決定の確実性ということ  
で証拠を挙げる上で必要だから。

こうなつてしまえば、もう黑板委員も同意せざるを得なかつたのであらう。黑板委員の発言である。「第二回総会発言録」から原文を引用する。

黒板委員 「調査ノ方針」の「二、」に (二)(三)(四)ヲ載セル必要ガワカッタ

かくて、臨時陵墓調査委員会における長慶天皇陵についての「調査」「審議」は、すでに宮内省の管理下にある二箇所の陵墓参考地や各地からの「上申地」のみについて行なうのではなく、長慶天皇はもちろん近親や側近者を含めたさまざまな動向を総合的に捉える見地からなされることとなったのである。

### 三度小委員会

次いで、辻・渡部・芝委員の発言である。要旨をみる。

辻・渡部・芝委員

・進んでそういうもの(「調査ノ方針」(史料2―b)の「二、」の(二)(三)(四)の報告書)を作るときに調査する「小委員」(小委員会)を作りたいと思う。

これに対して黒板委員は別の見通しを示す。特に芝委員に呼びかけられたものである。

黒板委員

・「芝君」、(「調査ノ方針」(史料2―b)の「二、」の(二)(三)(四)は特別委員でなくて、「一般ニコメタモノ」でなくてはいけない。(「調査ノ方針」(史料2―b)の「一、」「二、」にそれぞれ小委員会を作るのはどうか。

これについての芝委員の発言である。

芝委員

・意見はないが、小委員会であれば小委員会でもやれないかも知れない。その場合小委員会に附属した委員が要るのではないか。<sup>20</sup>

続いて大谷委員長は「小委員会でもなくても傍聴して戴いても手助けして戴いてもいい。そう堅く考えなくてもいい」と発言し、柔軟な姿勢を示す。

黒板委員の次の発言は、「二」に関する資料についての一部の業務を史料編纂所に助力を求め、方法を提案したものである。

黒板委員

・私の案では、長慶天皇の事蹟を調べなければ関係の深い地方がわからない。議論の順序とすれば先ず事蹟等の資料についての資料を蒐める。そうなると資料について誰か特別に頼まなければできない。史料編纂所あたりで一人二人やって貰うのが都合が良い。その後で辻君がみてやるのが都合が良い。仕事からいうと蒐めた資料を小委員会に送って貰う、研究した資料を小委員会に送って貰うのがよい。

次の芝委員の発言は、右の黒板委員の発言に期待を寄せたものである。

芝委員

・非常に困難なものと思う。要求する資料が得られるかわからないが、やってみることが必要である。誰が小委員になるか分らないが小委員ではできないと思う。小委員から誰かに調べて貰つてなるべく資料を蒐めて貰つて小委員の所に持つて来て小委員が色々のことを決定する資料にしたい。そうすれば「非常二慎重ナコト」ができる。

この芝委員の発言の末尾の「非常二慎重ナコト」というのがどういふことなのかわからないが、要は多くの良質の資料に恵まれれば良い結果を出すことができるということなのであろう。ここに至つて大谷委員長は「調査ノ方針」（史料2―b）の文言に再び眼を向ける。大谷委員長としては、臨時陵墓調査委員会の「調査」「審議」が陵墓参考地や上申地に「限局」されないことを明確に示したいということである。これについての荻野委員の発言である。

荻野委員

・（「調査ノ方針」の「二、」の）「今一應」を取れば良い。

すでにみたように、荻野委員は先にも同主旨の発言をしている。

### 議事録

以上の通りの経過をたどつて、「一諮問第一號（長慶天皇ノ陵  
二関スル件）ノ審議二関スル件」についての議論は終つた。「第二回総会議事録」には次のようにある。引用する。

一、諮問第一號（長慶天皇ノ陵  
二関スル件）ノ審議二関スル件

和田幹事ヨリ長慶天皇ノ陵ニ関スル各地ノ上申ニ付説明アリ次イデ同陵調査ノ方針ヲ審議シ之ヲ決定シタリ

(一)長慶天皇傳説箇所ニ関スル説明

和田幹事ヨリ長慶天皇ノ陵ニ関スル上申書ニ就キテ左記ノ分類ニ從ヒ各其代表的ナルモノヲ紹介シ且ツ若干ノ批評ヲ加ヘタリ(添付書類ニ照)

第一類牽強附會ノ説ヲ為スモノ又ハ偽物偽文書ヲ以テ證據トナスモノ 四十六箇所

第二類傳説ノ地名ヲ存スルモノノ内容ヲ詳ニセサルモノ 十三箇所

(イ)諸陵寮考證録目錄ニ地名ノミ記載アリ本文焼失シタルモノ

(ロ)御陵ノ所在ニ関スル根據ヲ示サザルモノ

第三類素朴ナル古傳ヲ有シ又ハ之ヲ核心トシテ考證ヲナセルモノ 四箇所

第四類傳説文献又ハ考説ノ稍徴スヘキモノ 四箇所

(二)調査方針ニ関スル審議

諸陵頭長慶天皇陵調査ノ方針ニ付諸陵寮案(添付書類ニ照)ノ説明ヲ為シ各委員ノ意見開陳

アリタリ

(イ)上申ニ對スル措置

(黒板委員) 第一類ハ書類ノミヲ審議シ、第二類中焼失ノ分ハ府縣へ照會シテ關係書

類ヲ提出セシメ第三類第四類ハ實地調査ヲ為スヘシ第一類第二類ニ於テモ場合ニ依リ實地調査ヲ行フヘシ(○異議)

(ロ) 調査事項

(黒板委員) 諸陵寮案ノ中長慶天皇及其御近親ノ御事蹟及側近者ノ事歴等ハ果シテ本委員會ニ於テ調査スルノ要アリヤ

(芝委員) 長慶天皇ノ周圍ヲ調査シ長慶天皇ヲ中心トシテ研究シタル結果ヲ以テ從來ノ上申ヲ精査スル必要アリ又積極的ニ御陵ノ探查ヲナサント欲セバ原案ノ如キ調査方法ヲ必要トス

(和田幹事) 原案ニ示シタル調査方法ヲ實行スルニアラザレバ長慶天皇ノ御陵ニ關スル調査ニ就キテ充分手ヲ尽シタリトハ言ヒ得サルナリ

○各委員原案ヲ承認ス

(ハ) 調査上ノ組織

(渡部委員、黒板委員) 調査ノ為特ニ委員ヲ指名シテ小委員會ヲ設置スベシ

(黒板委員、濱田委員) 關係資料ノ調査檢討ノ為小委員會ニ別ニ特別委員又ハ囑託ヲ置クベシ

(委員長) 小委員會ノ報告ハ總會ヲ拘束セズ又小委員會ニ於テ各委員ハ自己ノ意見ニ



反シテ決議ヲ求メラル、コトナキコトニシタシ

(黒板委員、荻野委員) 小委員会ニアリテモ議事ハ多數決ニ依ラサルモノトシ其小數意見モ之ヲ總會ニ於テ紹介スルコトニシタシ

○右孰レモ異議ナク承認セラレタリ

### 小委員会担当者

以降、議題「二小委員会ノ組織ニ関スル件」に入る。大谷委員長の指名により小委員会所属が以下の通りに決まった。諮問第一号を担当する委員は黒板・辻・荻野・芝委員である。<sup>(2)</sup>

### 実地調査予定

最後が議題「三實地調査ノ件」である。「第二回總會議事録」には、九月四日頃から一週間京都・大阪・奈良方面の陵墓視察を行なうことを打ち合わせたとの記載がある。また「第二回總會速記録」の末尾には、これに関して視察予定先が「円山、入道塚陵墓参考地及び其他ノ實地調査九月中旬以前」としてまとめられている。表2「円山・入道塚陵墓参考地等実地調査予定」(表2)として掲げた。

## おわりに

本稿では臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵治定へ向けての動向の第一歩を、第一回総会（昭和十年六月二十七日）・第二回総会（同年七月十二日）と捉え、主にその「議事録」「速記録」から紐解いた。そこからみえる長慶天皇陵をめぐる議論は「速記録」によつてそのひと言ひと言を仔細にたどることができるが、それは至つて真摯なものであった。

その中でも殊に第二回総会において「添付資料一」「諮問第一号ニ關スル審議方法及順序」の「別紙」「長慶天皇陵ニ關スル調査ノ方針」（本文にいう「調査ノ方針」〔史料2―b〕）をめぐつてなされた、長慶天皇の「御人格」、また後醍醐天皇・後村上天皇、また後龜山天皇、そして「近親」「側近者」までも含めて関連資料を蒐集し、その上で長慶天皇陵の所在地について考えようとする議論は、いかにも天皇陵研究の王道をゆくものであったと思われる。

しかしながら第一回総会・第二回総会という一連の動向の初頭にあつて、臨時陵墓調査委員会に内包された問題点が早くも顕在化するに至つていふことにも充分眼が向けられなければならない。そのことに言及して、本稿の締めくくりとしたい。

それはひとつには、各地からの「上申地」に対する著しいまでの懐疑的な姿勢である。そしてその上申の主体である地元に対しては、程度の差こそあれ嫌悪の念すら感じさせる視線が注がれていたのである。さらに驚くべきことには、宮内省自らが管理する二箇所の陵墓参考地（河

根陵墓参考地・紙漉沢陵墓参考地）すらも、これらの「上申地」と全く同様に扱われたのである。

しかしそれならば、なぜ「上申地」や陵墓参考地を初めから「調査」「審議」の対象ら外してしまわなかったのでしょうか。それは、すでにみた「調査ノ方針」（史料2―b）の「一、」に「長慶天皇ノ陵ノ見込ヲ以テ設定セラレタル陵墓参考地及同陵ニ関スル上申地ニ就キテ報告書ヲ作製スルコト」とある以上、「上申地」と陵墓参考地を「調査」「審議」の対象から外すことはできなかったことは事実である。とは言えそうであればなおのこと、その「調査ノ方針」（史料2―b）の「一、」などそもそも必要であったのかという疑問さえ湧くのである。しかし少なくとも今のところ、この疑問に対する答えは見出せていない。

次には、基本的には五年を目処として最終的な答申をするという期限があるということである。このことは、第一回総会での「委員長挨拶」で若干控え目な表現をとりながらも明瞭に述べられている。そして、五年との期限が区切られたことによる実質的な影響が「調査」「審議」に及んだのもこの諮問第一号である。この五年後が昭和十五年、即ち紀元二六〇〇年に当ること<sup>26</sup>に思いが及べば、このことの隠された意味も自ずと了解されようというものである。

- (1) この他に著者は、一般書においてもこの問題に触れている。
  - ・「長慶天皇陵を探せ」(『天皇陵論―聖域は文化財か―』二〇〇七年七月、新人物往來社)。
  - ・「天皇陵を探せ―安徳天皇陵と長慶天皇陵―」(『天皇陵の誕生』二〇二二年三月、祥伝社新書)。
  - ・「長慶天皇陵と『擬陵』」(『検証天皇陵』二〇一六年七月、山川出版社)。
- (2) 現在は同大学大学院法学政治学研究所附属。
- (3) 『臨時陵墓調査委員会書類及資料一〜七』は、今日では「臨時陵墓調査委員会諮問書類1〜7」(識別番号四〇三五六〜四〇三六二)として宮内公文書館所蔵。
- (4) 本文の出席者氏名に続く( )内は当局者として発言する機会があることを示す旨の注記が「第一回総会議事録」にある。臨時陵墓調査委員会の構成について、『臨時陵墓調査委員会録第一冊』(宮内公文書館所蔵、識別番号六三〇九一)の「臨時陵墓調査委員会概要」は、「三組織及職員(一)」で次のように説明する。

本会の組織に関しては委員会規定第三條乃至第七條に規定せられてゐる、即ち本会構成員は委員長一人(宮内次官)委員若干人(宮内高等官、同待遇者、学識経験者)幹事若干人(宮内高等官)書記若干人(宮内判任官)で、その内委員長委員は会議を組織し、又委員長、幹事、書記は会務の處理に当る、規程第五條の特別委員は實際には任命の例がなく、諮問第一號に関する事項を調査する為に事務囑託若干人が置かれた。
- (5) 宮内公文書館所蔵。識別番号二六六二五。
- (6) 前稿A一三三〜五ページ。
- (7) この「委員長挨拶」は、先にみたように冊子として印刷されているにもかかわらず『臨時陵墓調査委

員会書類及資料一」には収められていない。

(8) 第五條第二項の「前條ノ規定」を「前數條ノ規定」に改める。第二條の「關係部局」は宮内省内の部局に限り、宮内省外の部局は含まないことの確認。

(9) 前稿 A 一四三ページ。

(10) 第一回總會では、第一号から第十号までが諮問された。諮問は以降第二十七号まで追加されることになる。諮問事項の全体は、前稿 A 一六〇～三ページ参照。

(11) 陵墓參考地については「治定」とは言わない。

(12) 宮内公文書館所蔵。識別番号二六六二五。

(13) 宮内公文書館所蔵。識別番号二六六二五。

(14) 享保九年(一七二四)を「三百五十回忌」とすることについて、仮に享保九年から三五〇年前ということであれば、それは建徳三年(応安七年)(一三七四)に当る。

(15) 八代國治著『長慶天皇御即位の研究』(大正九年十月、明治書院)は「第四章御在位年数」で、「大正五年八月嵯峨臨川寺の東、慶壽院舊址を調査し御陵にあらざやと思はる、墳墓を發見したれど、學術上の覺に認め難きを以て發表は姑く之を止めたり」と述べている。

(16) 八代國治は大正十三年四月一日逝去。

(17) 手間がかかる、の意か。

(18) すでにみた和田幹事による「第四類」大阪府南河内郡川上村觀心寺(傳説箇所分類表昭和十年六月) 99ページ(表1)についての「紹介」をさす。

(19) 前稿 C で、臨時御歴代史実考査委員会における長慶天皇の即位の有無の「審議」についての二上兵治の「意見」について注目したので、ここに再掲する。

当初ハ歴史家ノ意嚮ト法律家ノ立場トノ間ニ少カラサル懸隔アリタルモ結局史實的考証ニ基ク専門家ノ熱烈ナル信念カ総テヲ解決シタル推移ニ鑑ミルモソノ間ノ微妙ナル關係ニ付テハ充分ノ考慮ヲ要スヘシ  
〔東京大学大学院法学政治学研究所附屬近代日本法政史料センター原資料部所藏岡本愛祐關係文書〕所謂擬陵ノ問題〕〔分類番号、第一部―〔6〕―20〕〔前稿C三十二ページ〕

- (20) この芝委員の発言は趣旨を理解しにくい部分を含む。以下に「第二回総会発言録」から引用しておく。

意見ハアリマセヌガ小委員デヤレバデスガ小委員デヤレナイカモ知レマセヌ其ノ場合ニ小委員ニ附属シタ委員ガ要ルノジヤナイカト思ヒマス

- (21) この際、設問第一号以外の諮問事項を担当することになった委員を記せば次の通りである。諮問第二・三号（淳和天皇皇后正子内親王陵・同皇子恒定親王墓）黒板・辻・濱田・原田委員、諮問第四号（崇神天皇皇子豊城入城命墓）芝・荻野・原田委員、諮問第五号（今城塚古墳）黒板・濱田・荻野委員、諮問第六〜十号（第六号埴口丘陵、第七号倉橋岡上陵、第八号後山階陵〔尊称太皇太后順子〕、第九号〔後山科陵〔醍醐天皇〕、宇治陵〕辻・浅田・芝委員。（ ）内は各諮問事項のキーワード。諮問事項は、前稿A一六〇〜二ページ参照。

- (22) 拙稿C・D参照。

## 史料編

典拠はいずれも『臨時陵墓調査委員会総会議事録の部（二）』（宮内公文書館所蔵、識別番号二六六二五）。

ただし、史料1は第一回総会において「別紙三」として配布された「臨時陵墓調査委員会議事規則」、史料2―a、2―bは第二回「添付書類一」として配布された「諮問第一號ニ關スル審議順序及方法」に拠ったものであり、史料2―bは史料2―aの「別紙」に相当する。表1は、第一回総会で「別紙五」として配布された「長慶天皇御陵傳説箇所昭和十年六月二十日現在」と第二回総会で「添付書類二」として配布された「長慶天皇御陵傳説箇所分類表」を編集したものであり、表2は「第二回総会速記録」の記述に拠ったものである。

### 史料1 「議事規則」

臨時陵墓調査委員会議事規則 （昭和十年六月二十七日才一回）  
委員会ニ於テ議決

第一條 委員會ハ委員長之ヲ召集ス委員會ノ開催ノ日時及場所ハ委員長之ヲ定ム

第二條 委員長必要アリト認ムルトキハ關係部局ノ職員ヲシテ會議ニ出席セシメ意見ヲ開陳セ

シムルコトヲ得

第三條 會議ハ委員長委員及特別委員ヲ合セ其ノ三分ノ二以上出席スルニアラザレバ之ヲ開ク

コトヲ得ズ

第四條 議事ハ出席委員及特別委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五條 委員長ハ必要ニ依リ委員及特別委員ノ中若干名ヲ指名シ小委員會ヲ組織シ審査ヲ為サ

シムルコトヲ得

小委員會ニ於テハ前數條ノ規定ヲ準用ス

第六條 前條ニ依ル審査ノ經過及結果ハ之ヲ委員長ニ報告スベシ

## 史料 2 「諮問第一號ニ關スル審議順序及方法」

### 史料 2 — a 「審議順序及方法」

諮問第一號ニ關スル審議順序及方法

一、第一次審議トシテ調査ノ方針ヲ定メルコト

(第一段) (別紙参考)

二、次ニ第一次審議ニ於テ定メラレタル調査方針ニ基キ調査ヲ行ヒ其結果ニ付可及的速ニ報告

書ヲ提出セシムルコト

(第二段)

三、右ニ依リ提出セラレタル報告書ハ提出ノ都度之ヲ審議スルコト

(第三段)

四、調査報告書ノ審議悉皆終了シタルトキハ之ヲ綜合シタル報告書ヲ作製スルコト

(第四段)



史料2—b 「調査ノ方針」

長慶天皇ノ陵ニ関スル調査ノ方針

一、長慶天皇ノ陵ノ見込ヲ以テ設定セラレタル陵墓参考地及同陵ニ関スル上申地ニ就キテ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト

二、今一應関係資料ヲ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト

関係資料ノ調査要項ハ次ノ如シ

(一) 後醍醐天皇後村上天皇長慶天皇後龜山天皇等ト関係深キ地方ヲ文献ニ由リ調査スルコト

ト場合ニ依リテハ  
實地調査ヲ行フ

(二) 長慶天皇ノ御事蹟特ニ御聖徳（御人格）ヲ調査スルコト

(註)武家ニ對スル御方針御感情等モ調査スルコト

(三) 長慶天皇ノ御近親ノ御方ノ御事蹟ヲ調査スルコト

(四) 長慶天皇ノ側近者等ノ事歴ヲ調査スルコト

表1 「傳説箇所分類表 昭和十年六月」

<p>第一類「牽強附会ノ説ヲ為スモノ又ハ偽物偽文書ヲ以テ証據トナスモノ」</p>	<p>1          青森縣津輕郡五郷村大字北中野字天皇浪岡崎          明治六年六月          安濃恒生上申          〃 十一年八月          安濃恒生建言          〃 二十二年十月          碑石ヲ長慶天皇御陵ナリト稱スルモノ調査方出願          〃 二十三年          中山慧雲外四名上申          〃 三十一年十一月          中山慧雲上申          昭和七年五月          鳴海とよ上申          〃 〃          長谷川宗一外四名上申          要旨 右地ノ天ヶ岱山頂ニ存スル古墳ハ長慶天皇陵ナリト傳フト云フ</p>	<p>9          青森縣弘前市和徳町稻荷神社境内          明治二十七年十月          山邊啓二郎上申          大正十三年三月          三浦鐵三郎上申          要旨 右ノ稻荷神社境内ノ一古墳ハ古來長慶天皇御陵ナリト傳フト云フ</p>	<p>13          青森縣三戸郡向村長谷ウバ光塚          明治六年五月          原祐知上申          〃 十三年六月          佐藤春松外二名上申</p>
--	---	--	--

臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の「調査」「審議」

<p>〃 十三年八月          〃 〃 十月          〃 十四年四月          〃 三十五年五月          〃 三十七年          大正十四年四月三日          〃 十五日          昭和二年十二月          〃 〃          〃 三年七月          昭和三年七月          〃 〃          〃 四年十月          〃 〃 十一月          〃 五年一月          〃 七年十二月</p>	<p>青森縣屬ヨリ調書提出          原祐知建言          佐藤春松上申          佐藤春松上申          工藤友彌上申          山崎益嚴上申          山崎益嚴上申          東奥日報二十四日ヨリ十九日ニ渡リ掛端音吉ノ説ヲ連載ス          掛端音吉上申          山崎ゆき上申          山崎ゆき上申          山崎ゆき上申          峰尾國彦上申          峰尾國彦上申          松尾源次郎上申</p>	<p>15          青森縣三戸郡向村大字大向（長谷山御陵）          昭和八年三月 阿保親徳外四名上申          〃 五月 阿保親徳外七名上申          要旨 右三戸郡下ノ名久井岳ノ附近ニ長慶天皇ニ関スル傳説アリ三戸町ニ御遺跡保存會ヲ組織シ研究セル結果右ノ地          御陵ナル事ヲ記載セリト云フ          要旨 右ノ塚ハ古來長慶天皇陵ト傳ヘ山崎ゆき方ニ祖先ヨリ傳ヘタル秘密文書アリ之ニ長慶天皇ノ御事跡及右ノ地ハ</p>
--	---	---

ヲ御陵ト確信セルニ至レリト云フ

17

青森縣三戸郡留崎村大字泉山（泉山御陵）

昭和四年十一月

〃 五年一月七日

〃 五年一月八日

〃 五年一月九日

〃 五年一月十三日

〃 五年一月十五日

〃 六年十二月

〃 七年二月

〃 七年四月

〃 八年八月

要旨

右ノ地ノ三光寺其他ニ所藏スル文書ニヨリ右ノ地ガ御陵ナリト推究セラルト云フ

19

青森縣上北郡七戸町字見町金鷄山住吉御陵

昭和九年十二月

要旨

住吉神社御開帳ニ際シ應永三年長福寺建立ノ棟札ヲ発見シ研究ノ結果御陵ナリト確信スルニ至レリト云フ、

21

岩手縣下閉伊郡山田村黒森

昭和四年十二月

昭和五年十二月

黒森神社

黒森顯彰會報第一号送致シ来ル

黒森顯彰會長藤田喜一郎等上申

臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の「調査」「審議」

<p>                 〃 昭和六年四月                  〃 昭和十年三月                  〃 四月                  〃 四月                  〃 〃             </p> <p>                 黒森顯彰會報第二号送致シ来ル                  黒森顯彰會上申                  畑山徳次郎上申                  大河原基上申                  畑山徳次郎上申             </p> <p>                 要旨 右黒森神社ハ古來是津親王ノ山陵ト稱シ旧藩時代ニモ崇敬厚カリキ近來顯彰會ヲ組織シ研究ノ結果是津親王ト云フハ實ハ長慶天皇ノ世ヲシノブ御名ナルコトヲ発見シタリ、即チ黒森神社ハ長慶天皇ノ山陵ナルコト明ニスルヲ得タリト云フ             </p>	<p>23</p> <p>岩手縣下閉伊郡岩泉町岩泉字新田</p> <p>昭和九年四月</p> <p>岩手縣稟伺</p> <p>参考、同郡黒森神社ト略同一ノ傳ヲ有スト。</p>	<p>25</p> <p>岩手縣二戸郡淨法寺村大字御山土不踏丘</p> <p>大正十五年十月</p> <p>小田島五郎書簡</p> <p>要旨 赤塚白水著土不踏丘發掘記ニ依ルニ右地ハ高貴ノ墳墓ニシテ長慶天皇ノ御陵ニアラズヤト推考セララルト云フ</p>	<p>27</p> <p>福島縣東白河郡近津村大字中山本</p> <p>明治二十六年十一月</p> <p>戸部平次郎外五名上申</p> <p>〃 二十六年十一月</p> <p>〃 二十七年八月</p> <p>〃 三十年五月</p> <p>碑ト認メサル旨縣へ指令</p> <p>碑面文字アルモ陵ト認メサル旨縣へ指令</p> <p>實地検査方出願</p>
--	---	---	---

<p>要旨 右ノ地ヨリ寛成親王ト刻セル碑ヲ發掘セリト云フ</p>	<p>35 群馬縣北甘樂郡高瀬村茶白山 昭和六年三月 三宅嘉男上申 要旨 右ノ茶臼山ヨリ國寶ニ比スベキ鏡ヲ發見セリ、即チコレハ古墳ニシテ長慶天皇ノ御陵ニアラズヤト推考セラル、ト云フ</p>	<p>37 東京府南多摩郡由井村小比企長慶寺 昭和二年三月 上申 同年八月 外崎御用掛山崎屬勝田陵墓監ノ案内ニテ實地調査セルモ長慶天皇トノ御關係ヲ云々スヘキ何物ヲモ認メス 要旨 長慶寺ハ即チ長慶天皇菩提寺ニテ「長慶院」ト刻セル靈牌ヲ奉安シ、御陵ト傳フル墓石アリト云フ</p>	<p>39 富山縣射水郡守山村飯澤 昭和三年七月 上坂常次郎上申 〃 八月 上坂常次郎上申 〃 上坂正扇上申 〃 上坂常次郎上坂正扇上申 〃 全 上申 〃 九月 上坂常次郎上申 〃 昭和四年十一月 上坂常次郎上申 〃 昭和五年一月 上坂常次郎上申 要旨 右ノ地ニ多数ノ文書存シ、ソノ内ニ南朝遺臣ガ長慶天皇ノ御陵ヲ画ケルモノアリ而シテ右村内飯澤ニ長慶天皇</p>
----------------------------------	--	---	--

臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の「調査」「審議」

<p>御陵ト傳フル古墳アリテ右ノ古画ト符合セリト云フ</p>	<p>43 富山縣氷見郡堀田村 昭和十年三月 梨谷靜教上申 要旨 右地ヨリ先ニ金製鏝ノ発見アリ又同地ハ同縣高田市ノ長慶寺ト古ヨリ其ノ門徒ノ關係アリ寺名長慶トアルヨリシテ長慶天皇ノ御陵アルヤモ知ラズト云フ、</p>	<p>45 山梨縣南都留郡東桂村山伏塚 昭和八年四月 渡邊亀吉口頭上申 九月 渡邊亀吉口頭上申 要旨 口碑ニ山伏塚ヲ長慶天皇御陵ト傳フト云フ、</p>	<p>47 山梨縣南都留郡明見村 昭和六年五月 柏木豊明上申 昭和七年十一月 柏木豊明上申 要旨 同地ノ傳説及加藤文書(尊良親王王子良玄ト号シ加藤氏ヲ称スソノ子孫ノ家ニ傳フル文書)ニヨレバ長慶天皇コノ地ニ御潛幸アリテ遂ニコ、ニ崩御、隨從ノ臣下ノ子孫コノ地ニ土著シ今ニコノ事ヲ傳ヘ又種々ノ遺物ヲ保存スルト云フ、</p>	<p>49 山梨縣南都留郡(富士谷輕島森旧福地八幡宮傍) 大正十三年 三輪義熙著 長慶天皇紀略</p>
--------------------------------	--	---	--	---

要旨 有名ナル富士文書ヲ根據トシテ論シタルモノニシテ富士文書ニシテ真正ノモノナラバ長慶天皇ノ御陵ハ歴然タリ、然レドモ富士文書ハ偽書ト認メラレ信ヲ置キ難シ

備考、富士文書ハ財團法人富士文庫ニ保存セル記録文書ニシテ南朝ノ皇胤及遺臣ガ富士谷ニ潛幸シテコ、ニ多数ノ記録文書ヲ止メタリト称ス、ソノ一部ノ長慶天皇ニ関スルモノヲ發表セルガ長慶天皇紀畧ナリ其他神代ニ関スル記録モ多数アリ三輪義熙ハ右ノ記録ヲ出版シ富士谷叢書ト称シ相當浩瀚ナルモノ、如シ又長慶天皇記畧ノ外ニ神代ノ著アリ共ニ學者ノ省ミル所トナラズ

51 山梨縣南都留郡忍野村字内野

要旨、忠臣ノ姓ガ地名トナリテ残ル所、又御所ト稱スル所アリ且藤塚ハ桃山、多摩ノ御陵ニ近似セリ ヨツテ御陵タルベシト云フ、

天野隆義「長慶天皇祭祀宮並ニ長慶天皇山中陵」ヲ提出

53 静岡縣濱名郡天王村大字天王

昭和二年二月 内閣書記官長ヨリ照會

(新聞ニハ大正十五年三月頃ヨリ記載アルモ上申ナシ)

昭和三年一月 竹山稔上申

〃 七月 竹山稔上申

〃 十二月 竹山稔上申

昭和四年二月 竹山稔上申

〃 十月 竹山稔上申

昭和七年九月 竹山稔上申

昭和八年四月 竹山稔上申



臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の「調査」「審議」

<p>63 愛知縣寶飯郡御油町 昭和十年四月 五月</p> <p>富田善秋上申 富田善秋上申</p>	<p>61 愛知縣寶飯郡大塚村大字大塚 昭和七年九月 要旨 大塚古墳ハ長慶天皇御陵ナリト考ヘラルト云フ</p> <p>山本谷吉外四名上申</p>	<p>55 愛知縣丹羽郡布袋町曾本（曾本村） 昭和二年 要旨 右ノ地ニ太子塚トイフアリ明治十年發掘ノ際「長慶天皇」ト銘アル碑ヲ發見セリト云フ</p>	<p>昭和九年二月 三月 五月 昭和九年五月 九月 十月 昭和十年四月 六月</p> <p>竹山稔上申 竹山稔上申 竹山稔上申 竹山稔上申 竹山稔上申 竹山稔上申 竹山稔上申 竹山稔上申</p> <p>長慶天皇コノ地ニ潛幸中崩御ソノ子孫コ、ニ土着シテ即チ竹山氏トナリタリト傳ヘ右ヲ証スル秘藏文書、遺物アリト云フ、</p>
--	--	--	--

<p>要旨、天皇崩御ノ時扈從セリト云フ青木平馬ナルモノ、文書等アリ天皇ノ御陵タルヲ知ルト云フ、</p> <p>〃 〃 〃 〃</p> <p>〃 〃 〃 〃</p> <p>〃 〃 〃 〃</p> <p>富田善秋上申</p> <p>富田善秋上申</p> <p>富田善秋外一名上申</p> <p>富田善秋上申</p>	<p>65</p> <p>愛知縣渥美郡杉山村字孝仁</p> <p>大正十五年十月</p> <p>岩堀角次郎上申</p> <p>要旨 コノ地ニ長慶寺アリソノ<sup>(敷)</sup>中ニ長慶天皇御陵ト傳フル古墳アリ享保年中掘出セシ石棺ニ「弘仁太子棺」ト刻セリ弘仁ハ天皇ノ御名「寛成」ノ変名ナリ、ト云フ</p>	<p>71</p> <p>和歌山縣伊都郡小佐田村</p> <p>明治六年正月六日</p> <p>山田以孝ヨリ山田温知宛書翰</p> <p>〃 六年三月</p> <p>山田以孝上申</p> <p>備考 長慶天皇ハ又玉川宮ト申上ゲ右ノ地ノ川ハ玉川又ハ玉田川ト称シ字玉田ト申ス處ニ宮ノ段ト云フ古墳アリコレ即長慶天皇ノ御陵ナリト確信スルトコロナリト云フ</p>	<p>77</p> <p>和歌山縣有田郡八幡村</p> <p>昭和六年十二月</p> <p>星田義量上申</p> <p>昭和八年三月</p> <p>星田義量上申</p> <p>要旨 右ノ地ノ日光山三社權現宮ノ境内ニ「龍のぬた」ト称スル古墳アリ之長慶天皇ノ御陵ナリト確信ス而シテ之ヲ</p>
---	--	--	--

臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の「調査」「審議」

<p>證スル幾多ノ證據ヲ有セリト云フ</p>	<p>83 京都府北桑田郡山國村山國陵兆域内 明治三十六年八月 藤野靜輝上申 大正十五年 同人 上申 要旨 高野春秋ノ記事ニ暗示ヲ得テ多年探査ノ結果山國陵内経塚ト稱スルハ即チ長慶天皇御陵ナルコトヲ知り得タリト云フ</p>	<p>89 京都府蓮華峯寺陵御拜所内岩石 明治三十六年二月 野路井守長建議</p>	<p>93 京都府竹野郡間人町字砂方 昭和二年 上谷保惠外一名上申 昭和四年九月 上谷保惠ヨリ三上參次宛書簡 昭和四年十二月 上谷保惠上京訪問實地調査願提出 要旨 右ノ地ニ小祠アリ長慶天皇ノ御陵ナルコトヲ先祖ヨリ傳承シ、確信スル所ナリト云フ</p>	<p>95 京都府船井郡東本梅村字大内 昭和十年四月 中村彦次郎外二名上申 要旨、右地ハ王墓ト稱スルコト等ヲ以テ陵ナラント云フ、</p>
------------------------	--	---	--	--

<p>97</p> <p>大阪府北河内郡磐船村私市獅子窟寺</p> <p>大正十四年六月 〃 十二月 大正十五年十二月 〃 昭和三年二月 〃 〃 〃 七月 〃 〃 昭和五年五月 昭和九年五月</p> <p>竹内經基外二十二名上申 吉川眞学外二十名追申 大阪府ヨリ照會 大中正臣親綱上申 關谷和三郎上申 大阪府ヨリ照會 竹内經基上申 酒井勝軍上申 木村準治外二名ヨリ建白</p> <p>要旨、竹内文書ニ長慶天皇御潛幸ノコトヨリ崩御ノ事ニ及ビ詳細ニ記載シアリ陵所モ亦明瞭ニ獅子窟寺内ニアルコトヲ述ベタリト云フ、尚、竹内氏ハ長慶天皇隋從ノ士ニシテ天皇右ノ地ニ崩御ノ後故郷茨城縣多賀郡磯原村ニ歸リ多數ノ當時ノ文書記録ヲ所持セリト云フ</p>	<p>101</p> <p>大阪府南河内郡河合寺村</p> <p>昭和三年五月 和田柳吉上申</p> <p>要旨 右ノ地ニ先祖ヨリ長慶天皇御名人石碑埋没ト傳ヘ來リ先日實地踏査セル處御紋章入り石碑ヲ發見シ傳來ノ誤ラザルコトヲ確信スト云フ</p>	<p>105</p> <p>兵庫縣武庫郡大庄村濱田菜切山</p> <p>大正十五年十月 中島正夫上申</p>
--	---	--

<p>昭和五年五月 中島正夫上申 要旨 右ノ地ニ武内陵ト称スル塚アリ之長慶天皇御陵ニアラザルヤト考ヘラルト云フ</p>	<p>107 兵庫縣佐用郡中安村字安川 昭和十年三月 衣笠公寛上申 右ハ宇多天皇ノ御陵ナリト傳フル地ニシテ高貴ノ墳墓タルベシ因テ長慶天皇御巡幸ノ途コノ地ニ崩御セラレタリト推察スト謂フ、</p>	<p>109 鳥取縣岩美郡面影村櫻谷 明治四十二年四月 牛尾得明上申 (コノ年前足立正聲宛屢々上申セリト云フ、) 明治四十五年三月 牛尾得明上申 大正四年 牛尾得明上申 大正十年 牛尾得明上申 大正十三年六月 牛尾得明圖面提出 大正十四年四月 大阪毎日新聞所載 大正十五年二月 京都日出新聞所載 〃 〃 牛尾得明上京資料提出 〃 〃 因幡時報所載 昭和二年三月 雜誌有終所載(檜柴竹三) 昭和四年十二月 林仲治上申 昭和五年九月 林仲治上申</p>
---	--	--

<p>昭和七年十一月 林仲治上申</p> <p>要旨 右櫻谷ニ寶篋印塔アリ長慶天皇御陵ト傳ヘ其他コレヲ證スル文献御遺物等アリト云フ、</p>	<p>111</p> <p>岡山縣上道郡西大寺町利性院内</p> <p>昭和二年十一月 山名慶傳上申</p> <p>要旨 利性院ニ長慶天皇山陵ト刻セル額アリ又代々住職ノ墓所ニアル五輪塔ヲ天皇ノ陵ト傳フト云フ</p>	<p>113</p> <p>廣島縣加茂郡東高屋村字白市</p> <p>昭和三年五月 松岡清吉上申</p> <p>要旨 右ノ地ニ宮内塔ト称スル石塔アリ四圍ノ状況ヨリ觀察シテ長慶天皇御陵ナリト確信スト云フ</p>	<p>115</p> <p>香川縣小豆郡小豆島</p> <p>昭和八年十一月 山内誠之上申</p> <p>要旨 右ノ地ニ長慶天皇ノ御陵存スル由ヲ確聞セリ而シテ今回國立公園ニ指定セラル、トノ事ナレバソノ破壊ヲ恐レテ調査ヲ願フト云フニ在リ</p>	<p>117</p> <p>愛媛縣周桑郡吉岡村大字上市</p> <p>明治三十六年八月 近藤常市外一名上申</p> <p>大正十三年九月 近藤常市上申</p> <p>昭和五年四月 近藤常市上申</p> <p>〃 五月 近藤常市上申</p>
--	---	--	---	---

臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の「調査」「審議」

<p>昭和七年三月          近藤常市上申          〃          近藤常市上申          〃          四月          近藤常市上申          昭和十年五月          近藤常市上申          要旨 右地内甲賀原ノ古墳ハ長慶天皇ノ御陵タルコトハ旧記及口碑傳説ニヨリテ明瞭ナル處ナリトイフ、</p>	<p>119          愛媛縣越智郡龍岡村（註4）          大正十五年十一月一日 大阪毎日新聞所載          要旨 芳闕嵐史 南朝九代記ニ長慶天皇伊豫國ニ御潛幸ニナリ時ニ牛ニ乘リ給フテ云々ノ記事アリ、右ノ地ノ檜原神社ニ檜大權現トテ衣冠ニテ牛ニ乘レル御像アリ、神社ノ奥二丁ノ處ニ小塚アリ塚上ノ石碑ニ「建徳二年二月」ト刻セリ是即チ長慶天皇御陵ニアラズヤト推定セラルト云フ</p>	<p>121          愛媛縣温泉郡久米村          明治四十一年          〃          四十二年          吉井村、久米村及拜志村々民上申          陵ノ徵證ヲ認メサル旨指令</p>	<p>123          愛媛縣温泉郡拜志村下林千光寺          大正十三年四月          大西南山上申          要旨 右ノ地ニ長慶天皇ノ御陵ト傳フルモノアリ、又コノ地方ニハ當寺勤王ノ諸生逃レ來ルモノ多キニ鑑テ天皇ノ御陵ニ相違ナキコト、史料スト云フ</p>
--	--	---	--

125 愛媛縣北宇和郡清滿村山財報恩寺

大正十五年七月

石井豫上申

要旨 報恩寺ニ嘗テ後醍醐天皇御木像ヲ奉安セリ之ガ由緒ニ天皇ノ御孫御木像主ヲ奉シ當地ニ來リ遂ニコヽニ薨去セル旨記載アリ即皇孫ハ長慶天皇ナラント云フ

127 德島縣板野郡板西町字青塚金泉寺内

明治十九年四月

陵ト認メ難キモ書面ハ留メ置ク旨縣ヘ申牒

〃 二十年一月

發掘古器物献納

〃 二十年三月

吉岡高城建言

〃 二十年六月

同人再建言

〃 二十五年六月

同人建言

〃 二十六年五月

同人上申

〃 二十七年三月

發見ノ礎石ハ後人ノ建設ニ係リ當時ノ製造ト認メ難キ旨縣ヘ申牒

大正十五年十一月

安藝龍平外二名上申

昭和二年一月

安藝龍平外二名上申

〃 二年九月

坪井千代松ヨリ大臣ヘ私信上申

昭和二年十月

安藝龍平外三名上申

二年十一月

安藝龍平上申

三年二月

〃 上申

三年五月

〃

三年六月

〃

三年七月

〃





<p>三月      磯田正敬上京上申      井口彦一外一名上申      大正十三年三月 木崎莊一郎上申      大正十五年十月 島田寅次郎上申      昭和十年五月 江口航三書翰</p> <p>要旨 磯田正敬著潛龍遺事ニ詳述セル處ニシテ右地方ニ存スル井口氏所藏ノ系図、河津家ニ所藏スル継承家譜、江口氏所藏ノ長慶天皇御宸翰星野氏ノ所藏スル文書等ニヨリテ長慶天皇御陵ハ右ノ地ニアリト云フ、</p>	<p>133      福岡縣嘉穂郡千手村千手寺境内      大正十五年五月 井口泉上申      大正十五年七月 井口泉上申</p> <p>要旨 千手寺境内小丘上ニ長慶天皇御陵ト傳フルモノアリ又井口氏ノ過去帳及系圖又天皇ノ御陵ナルコトヲ記載セリト云フ</p>	<p>135      北海道渡島國龜田郡錢龜村字觀音林      明治廿五年八月 赤川源太郎外一名上申</p> <p>要旨 右ノ地ニ存スル古墳ヲ長慶天皇ノ御陵ナリト云フ、</p> <p><b>第二類「傳説・地名ヲ存スルモノノ内容ヲ詳ニセサルモノ」</b></p>	<p>3      青森縣南津輕郡旧北中野村字林元      明治十三年八月 上申</p>
--	---	--	---

臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の「調査」「審議」

<p>5 青森縣南津輕郡浪岡村字五輪崎森 明治十三年六月 長慶天皇御陵ト認メサル旨内務省ニ回答ス</p>	<p>7 青森縣南津輕郡富木館村大字水木御林森 明治二十四年五月 相馬喜助上申</p>	<p>29 福島縣石川郡泉村大字小高 昭和九年三月 歴史公論所載 昭和九年三月 東京日日新聞所載 七月 参考、調査ノ結果御陵ナリトノ説有力ナリト云フ</p>	<p>33 群馬縣佐波郡芝根村下茂木王院宮 (明治) 王院宮取調書 要旨 右王院宮ノアル地ハ長慶天皇ノ御陵ト傳フト云フ</p>	<p>57 愛知縣名古屋市(旧御器所町) 明治初年印刷ノ歴代御陵圖ニ長慶天皇御陵ヲ右ノ所トシテ掲ゲタリト云フ 故増田御用掛實地調査セルコトアリ 昭和三年八月 奥田一夫ヨリ佐藤侍醫頭宛ノ書簡中ニ右ノ地ガ長慶天皇御陵ナリトノ傳説アル由ヲ記載セリ</p>
--	---	--	---	--

<p>59 愛知縣額田郡      大正十五年十月 岩堀角次郎上申      要旨 村名ヲ逸セルモ右郡内ニモ長慶天皇御陵ト傳フル古墳アリト云フ、</p>	<p>69 三重縣一志郡多氣村大字下多氣      昭和十年三月 駒田泰雄上申      要旨 明治三十七年搭園老人ノ記セル家記ニ御陵ハ上多氣ト下多氣ノ中間ニアルベシトアルヲ以テ右地ヲ御陵ト推考      スト云フ、</p>	<p>75 和歌山縣伊都郡高野村大字高野山奥院山内、玉川      明治六年五月 金剛寺教議所ヨリ上申      ♪ 三十八年三月 大西敏明上申</p>	<p>79 和歌山縣西牟婁郡富里村大字下川字打越      昭和六年三月 堤久吉上申      要旨 右ノ地ノ墓地ニ一般人墓地ト區別シタル個所アリテ會田陵ト稱シ長慶天皇御陵ト確信スト云フ</p>	<p>81 滋賀縣甲賀郡雲井村大字勅旨玉桂寺境内      明治三十八年一月 井村米太郎上申</p>
--	--	--	---	--

<p>85 京都府愛宕郡大原村字百井 昭和七年九月号「歴史地理」所載 要旨 右ノ長慶寺ノ傍ニ古墳墓様ノモノガ發檢見セラレ長慶天皇ノ御陵ニアラザルカト京都府ニ届出タル旨大阪毎日 七月二十日ノ記事ヲ轉載セルモノナリ</p>	<p>87 京都市上京區聖護院町字西畑 明治二十九年 鈴木熙靖上申</p>	<p>31 群馬縣新田郡木崎町大字下江田帝 大正十三年三月十四日 山田豊藏報告 三月十八日 東京朝日新聞記事掲載 大正十五年十月十日 吉田清一郎上申</p> <p>要旨 右ノ地ニ古來「長慶天皇」<sup>(塚)</sup>ト称スル古墳アリ、近來コノ塚ノ附近ヨリ「天皇」ト刻字アル板碑ヲ發掘セリト云フ</p>	<p>41 富山縣西礪波郡西野尻村安居寺 明治四年二月 十一月 大政官へ答申 上申</p>
---	---	---	---

<p>         〃 二十一年七月 實地調査願          大正七年 調査願          大正十三年七月二十五日 大谷龍雲外八名上申          要旨 安居寺寺傳ニ明德二年三月十八日長慶天皇當寺ニ崩御觀音堂ノ西南ニ葬ルト傳ヘ、又觀音堂ノ西南ニ當ル地ニ御陵ト傳フル個所アリト云フ       </p>	<p>         67          三重縣南牟婁郡五郷村字寺谷          昭和二年十月 小杉正一臣          要旨 右ノ地ニ南帝王ノ御陵ト称スルモノアリ又南帝王ノ御事跡ヲ傳ヘ南帝王ハ即チ長慶天皇ナラント云フ       </p>	<p>         103          奈良縣吉野郡十津川村大字上野地          大正十五年十二月一日 南海新聞所載          昭和二年 上田三平口頭上申          昭和二年二月十六日 大阪朝日新聞所載          要旨 右ノ地ノ國王神社ノ境内ニ御首塚ト称スルモノアリ長慶天皇御陵ト傳フト云フ       </p>	<p>         11          青森縣中津輕郡相馬村大字紙濂澤<small>(濂)</small>參考地          明治二十一年十二月 兆域ヲ定ム          〃 二十二年八月 外崎覺外十四名上申          〃 二十二年十月十二日 參考地木柵寄附ヲ出願之ヲ聽許シ褒狀下附       </p>
---	--	---	---

第四類「傳説文獻又ハ考説ノ稍徴スベキモノ」

<p>                 〃 二十九年十月 番人一人ヲ置ク                  〃 三十年六月 參考地ヲ本陵ニ確定方中畑榮出願                  〃 三十一年七月 外崎覺上申                  〃 四十一年八月十二日 地域ヲ擴張ス                  〃 四十二年九月五日 盜掘アリ                  大正十五年十月 佐藤光永上申                  昭和二年十一月 東奥日報小谷部全一郎所説發表、             </p>	<p>                 73                  和歌山縣伊都郡河根村大字丹生川參考地                  明治六年四月 丹生川村戸長外三名上申                  〃 七年三月 實檢勘注成ル                  〃 九年六月十四日 塔ノ四周ニ假柵ヲ建テ戸長ヲシテ取締ラシム                  〃 十年十二月 工事成ル                  〃 十一年一月十二日 湯川潔上申                  〃 〃 九月 湯川潔建言                  〃 二十一年二月二十四日 傳説地下決定                  〃 三十三年九月 本陵ニ確定方、井本祐見外拾名請願                  大正十五年十一月 和歌山縣知事ヨリ調査方上申                  昭和三年一月二十二日 岩谷民藏上申                  昭和三年二月 岩谷民藏追申                  〃 〃 七月 同人追申                  昭和三年 岩谷民藏著「吉野朝ト高野山並ニ長慶院御陵立證」ヲ刊行シ送附シ來ル                  〃 〃 〃 年 岩谷民藏著「長慶天皇御陵ニ就テ國史修正考證」ヲ刊行シ送附シ來ル             </p>
--	---

〃 年八月 松葉孝次郎上申

91 京都府葛野郡嵯峨町天龍寺慶壽院舊址

大正九年 八代國治著長慶天皇御即位ノ研究

要旨 慶壽院ハ長慶天皇皇子海門ノ開タ處ニシテ天皇南北朝合一後嵯峨ニ居ラレタリトセバ即チコノ寺ニ御座セシナラン而シテ寺内ノ開山塚ハ長慶天皇御陵ナラント提唱セリ

99 大阪府南河内郡川上村觀心寺

昭和二年二月 觀心寺住職上申

要旨 觀心寺ハ南朝トハ特別ノ關係ニアリ後村上天皇、新待賢門院ノ例ニ鑑ミ長慶天皇ノ御陵存在シテ然ルベキ所ナリ而シテソノ御髮塔ノ寺内ニアル事ハ寺ノ過去帳ニ照シテ明瞭ナル處ナレバ調査ヲ願フト云フニ有リ

(註1)

第一回総会における「別紙五」「長慶天皇御陵傳説箇所昭和十年六月」(本文では「傳説箇所昭和十年六月」と、第二回総会における「添付書類二」「長慶天皇御陵傳説箇所分類表」(本文では「傳説箇所分類表」)(典拠はいずれも『臨時陵墓調査委員会総会議事録の部(一)昭和十年』(宮内公文書館所蔵、識別番号26625)を合わせて編集した。ただし、各傳説箇所についての記述は専ら「長慶天皇御陵傳説箇所昭和十年六月」に拠り、「第一類」―「第四類」の分類については「長慶天皇御陵傳説箇所分類表」に拠った。

(註2)

各欄冒頭のアラビア数字は、「傳説箇所昭和十年六月」のページである。その順は概ね所在地府県別の北から南への順に従う。また、「傳説箇所昭和十年六月」は各伝説地ごとに奇数ページ起こしとなっているため偶数ページはでてこない。さらに、項目の記載が長くなった場合にはその分の奇数ページはでてこない。



(註3)

「第一類」～「第四類」の説明は、本文でも引用した第二回総会で配布された「添付書類二」「長慶天皇御陵傳説個所分類表」に拠った。

(註4)

「第一類」119ページの「愛媛縣越智郡龍岡村」は、第二回総会で配布された「添付書類二」「長慶天皇御陵傳説個所分類表」での表記は「同(愛媛縣)越智郡鈍川村(龍岡村)」。

**表2 「円山・入道塚陵墓参考地等実地調査予定」**

円山、入道塚陵墓参考地及び其他ノ實地調査九月中旬以前	
円山陵墓参考地	諮問第二、第三號關係
入道塚陵墓参考地	同右
狸塚(又云狸藪) 円山ノ南	同右
蓮華峯寺陵	諮問第一號關係
嵯峨山上陵	諮問第二、第三號關係
同陵東南ノ古墳	同右
积迦堂	同右
慶壽院址	諮問第一號關係
以上一日	
繼體天皇陵	諮問第五號關係
今城塚	同右
白鳥陵(河内)	
以上一日	
宇治陵	
宇治朝日山古墳	宇治墓ノ關係

月輪南陵  
 鳥戸野陵  
 知恩院  
 善正寺  
 以上一日  
 白鳥陵 (大和)  
 笠間山陵  
 以上一日

---

(伏見宮)  
 松采女王  
 (関院宮)  
 尊信女王墓ノ関係  
 (伏見宮)  
 日尊女王  
 (有栖川宮)  
 日照女王墓ノ関係

(追記)

本論文は、平成三十年度成城大学特別研究助成「臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵「伝説箇所」の「調査」「審議」―宮内公文書館所蔵『臨時陵墓調査委員会録』から―」の成果の一部である。論文の標題と研究課題の名称が異なるのは、論旨の明確化を目指したためである。